

平成 2 3 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成23年12月20日
- ・ 開 会 平成23年12月20日
- ・ 閉 会 平成23年12月21日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成23年第4回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、8番、深川昇議員及び9番、勝田鉄城議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月14日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が3人、町長から提出されております案件が13件です。
その内訳は、同意1件、一般議案12件です。

決算認定9件のほか、報告2件、議会提出議案も予定されております。

一般質問及び提出議案の内容、件数から、本定例会の会期は、12月20日本日開会して、12月21日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断しましたので、報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から12月21日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月21日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を行います。
ただいまの出席議員は、12名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。
本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。
以上で諸般の報告を終了させていただきます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 おはようございます。
平成23年第4回大空町議会定例会に当たり、行政報告をいたします。
10月1日から2日でありますけれども、札幌市におきまして、市町村長政策研究会が開催をされ、出席をいたしました。道内市町村長有志の研究会でありまして、このときには、観光庁の山田審議官を招いて、北海道における外国人観光客の戦略について意見交換を行ったところでございます。
10月3日、大空町表彰審査委員会。貢献賞、善行賞、奨励賞、22件について諮問をいたし、審議を経て答申をいただいたところでございます。
10月5日、国道334号道路整備促進地域連携会議総会。本年度、来年度、2カ年間、本町が会長、事務局を仰せつかってございます。この総会において、今年度の要望方針でありますとか、さらに要請活動の日程を決定したところでございます。
10月10日から13日、大阪国際空港の運用に係る共同要望及び各航空会社表敬訪問。東京都、さらには静岡県などに出向いたところでございます。関西圏と北海道との航空路線が縮小してございます。大阪空港周辺自治体と道内の自治体が連携をして、大阪空港に課せられている規制の緩和、これらについて、前田国土交通大臣に要請をしたところであります。また、フジドリームエアラインズに対し、チャーター便などの就航要請を行ってまいりました。
10月14日、国道334号道路整備促進地域連携会議網走開発建設部意見交換会。
10月5日の総会を受け、網走開発建設部に対し改築要望を行っております。
10月17日から18日、緑の分権改革全国市町村長サミット2011in 北海道、札幌市で開催をされ、出席をいたしました。歴史、文化、景観、食、農業、エネルギー

ーなどの分野において、それぞれの活用について論議をしたところであります。

10月20日、地域づくり連携会議が網走市で開催をされ、高橋知事が来観をいたしました。北網地区の市町とともに、意見交換を行ったところであります。私からは、刑務所跡地の活用についてお話をさせていただきました。

10月21日、22日、稲城市市制施行40周年記念セレモニーが稲城市で行われました。当日は、iのまち稲城市民まつりのオープンセレモニーとあわせて実施をされたということで、その中で提携の経過、歴史などについてお話をさせていただきましたところであります。

10月25日から27日、国道334号道路整備促進地域連携会議北海道開発局意見交換会ということで、総会、網走開発建設部の要請活動の最終段階として、北海道開発局に要望を行いました。

あわせて同日、オホーツク町村会の臨時総会が札幌市で開催をされました。田原会長の後任に井上置戸町長の選出、そのほか補充人事を行ったところであります。

また、北海道町村会政策懇談会にあわせて出席をいたしました。当日は、テレビなどでも御活躍の田原聡一郎氏を招き、時代を読むと題した講演をお聞きいたしました。田原氏はTPPに賛成という立場からのお話でありましたけれども、会場との中で非常に激しい論戦となったところでございます。

10月27日、北海道コカコーラ株式会社との災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定手交式に出席をいたしました。道の駅、役場の自動販売機の災害対応について、協定をしたところでございます。

10月31日、大空町給排水事業経営審議会が開催をされております。上水道の料金の統一、今後のあり方について諮問をいたし、今後の議論をお願いしたところであります。

11月1日、TPP交渉参加問題を考えるオホーツク集会在網走市で開催をされ、出席をいたしました。昨年のTPP問題が提起されたような、また、その前の日豪EPA、FTAのような盛り上がり欠ける、そんな印象を抱いたところであります。

11月3日、大空町表彰式をこの場所で開催、執行、挙行いたしました。10月3日の答申を受け、4団体、18個人に表彰状を贈らせていただきました。

11月4日、北網地区市町長会議が北見市で開催をされました。私からは、女満別空港の利用状況などについて説明をさせていただくと同時に、消防無線のデジタル化、職員の給与改定、JR貨物などについて各市町と意見交換を行いました。

11月4日、5日には、東京で東京東藻琴会の総会、あわせて東京女満別会の総会が開催をされ、出席をいたしました。東藻琴会では60名、女満別会では67名の出席をいただき、また、この来年以降、同時開催の可能性について、2つの会の役員の方々と意見交換をされていたのが印象的でございました。

11月6日から12日にかけては、オホーツク圏活性化期成会中国市場調査・研究事業というものに参加をいたしました。中国の北京、瀋陽、上海、主に都市部でありますけれども訪問をさせていただき、物産販売の可能性、観光誘致などについて調査、研究を行ってまいりました。中国の国土の圧倒的な広さ、人の多さ、巨大なエネルギーを感じたところでございます。日本からの輸入、輸出というものは、非常にハードルが高い、そんな印象を受けました。また、イベントなどでの北海道製品の人気の高さ、さらには中国人が考える北海道に対するあこがれというものを各所で説明

を受け、将来の可能性などについて確信をしたところでございます。

裏面にまいります。

11月15日、大空町特別職報酬等審議会を開催いたしました。私ども三役、議会議員の皆様、非常勤特別職の給与、報酬等について諮問をさせていただいたところでもあります。他市町村との比較だけではなく、どのような、どの程度の日数、時間、そういったものを活動に当てられているかというような資料に基づいて、諮問をさせていただきました。答申をいただいた結果の中からは、据え置きのもの、若干増額のもの、また、年額、月額、日額等の区分の変更のものなどについて、御答申をいただきました。

大空町行政改革推進委員会を11月17日に開催いたしました。第2次大綱についての諮問を行ったところでございます。

11月18日は、大空町商工振興協議会を開催いたしました。今年度の融資状況、ポイントカードの取り組み状況、リフォーム事業、観光事業、イベントなどについて、説明を申し上げたところでもあります。地場商品の認証制度などについて、議論をいただきました。

11月21日から22日は、オホーツク圏活性化期成会秋季要望ということで、北海道に対する要望活動を行ったところでございます。私は農林水産班として農政部、水産林務部を訪れまして、T P P問題、農業農村基盤整備事業の予算の確保の問題、森づくり、林業振興、エゾシカ対策、風評被害対策などについて、要望を行わせていただきました。

11月25日、26日は、北海道後期高齢者広域連合第3回議会定例会に出席をいたしまして、平成22年度の各会計決算の認定などが行われたところでもあります。

11月28日、網走地区消防組合第2回議会定例会が開催をされ、このときも平成22年度の決算の認定、公平委員の選任などについて行われたところでございます。

11月29日から12月1日でございますけれども、東京に出張をいたしました。一つは、全国町村長大会でございます。野田内閣総理大臣、川端総務大臣の出席をいただきました。また、被災された南三陸町長、飯館村長からの訴えが行われ、復興に対する特別決議を採択したところでございます。

その日程とあわせて翌日、簡易水道整備促進全国大会、国保制度改善強化全国大会が開催をされ、出席をいたしました。功労者の表彰などのほか、事業、制度の要望などの決議を採択したところでございます。

12月6日、東藻琴地域審議会でございますけれども、フロックスの無料開放日の終了の関係、奨学金の未返済の状況など、また、芝桜公園温浴施設など、10項目について意見、質問などが出されたところでもあります。

同じ日、北見地区国有林野等所在市町村長有志協議会が北見市で開催をされました。国からの新制度の概要、平成24年度の概算要求の説明などがありました。私からは国有林における駆除手続きの簡素化内容の確認でありますとか、藻琴山8号目の山小屋の整備について要請をさせていただきました。

12月8日は、女満別地域審議会が開催をされました。ごみの収集の問題、女満別高校間口の問題、さらにはT P P問題など20項目に及ぶ意見、また、質問が出されたところでもあります。

12月9日は、大空町の畜産振興協議会を開催をいたしました。防疫対策、和牛飼

養の方向性、牧野の管理体制などについて、意見交換を行ったところであります。

また、12月10日からふれあいトークおおぞらということで、平成23年度の町政懇談会を開催をして、現在まで8回以上行ったところであります。今後、年内にまだ5カ所程度、さらに年明けなどにも予定をしているところでございます。

以上申し上げまして、行政報告といたします。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。

もう幾つ寝るとお正月という子供たちの歌声は、最近は余り聞こえてきません。2011年も残すところ10日となり、せわしい限りでございます。ことしは、3月11日の東日本大震災に始まり、6月の降ひょう、夏の猛暑、そして秋の長雨、ここ二、三日に至っては、毎日の氷点下として、つらく悲しい一年で終わるのかと思いきや、ここにきて大空町女満別に大きな明るいニュースが飛び込んでまいりました。それは、皆様も御存じのように、女満別高校の第84回選抜高校野球大会の21世紀枠候補の9校の中にノミネートされたということであります。少し前に町長が行政報告をしてくださいましたけれども、町長の行動よりも何よりも、一番の大空町の宣伝と私は思っております。大空町にとっては、誇らしい限りであります。先生方を初め、生徒さんたちの日ごろの努力のたまものと拍手喝采でございます。選抜3校の中に残るよう祈りながら、町民総ぐるみで応援しようではありませんか。

それでは、通告に従いまして、お伺いをいたします。突然でございますが、この議場にいらっしゃる町長を初め、同僚議員の皆さん、部課長の皆さん、職員の皆さん、そして傍聴者の皆さん、あなたは町民憲章の一部分、もしくは全文を突然この場で何も見ず、そらんじて言えますでしょうか。私は、大変不勉強でございまして、全くわかりませんでした。あることはわかっている、その全文、1行すらも読めないものであります。ましてや、町民の皆様においても町民憲章を言えますかと尋ねましたところ、言えるかどうかで生活が変わるものでもあるまいし、生活していく上で何にもないよと、お伺いしたその方に言われてしまいました。生活していく上で何もないと町民に言わしめる、私は役場ないしは私ども議員にも責任はあるのではないかと感じております。町民憲章だけでなく、町の木は、花は、町章は、シンボルマークはなどと、常日ごろ、身近に町民の目にとまるような手だてを考えてくださることで、愛町心もわいてくるのではないのでしょうか。私は、昨年当選をさせていただいた6月定例会での初めての質問は花と音楽、そしてノンキーランドのキャッチフレーズが使われなくなったことに関してでございました。その後、これらにかわるキャッチフレーズは、何かお考えでございましょうか、お伺いをいたします。

空港の前、バイパスの入り口にお土産に花と音楽の心をと大きな文字の看板があります。車の上からですので、小さな下のほうの文字は読み取れませんが、大空町が立てたものではなく、何かの団体の立てたものと思います。私は、これがいけないと言っているわけではありません。むしろ心の中で、花と音楽がまだ生きているのではないかというふうに、ありがとうと心の中で思っております。この立て看板のような文字が、常日ごろ、町民の目に入るような手だては何でしょうか。町から町民に向かって広報大空やまちのおしらせ、大空町議会とその他郵便物が数多く送られてまいります。これらに憲章の1行でも書き込むことで、少しずつ町民の目にとまるようになるのではないのでしょうか。大空町議会や町からの封筒には町章が入っております。藻琴山とミズバショウ、シバザクラの上を雲をなびかせ、そらっきーが飛んでいるシンボルマークはかわいく、空港のある町を象徴しているように思います。しかし、町民の方たちの中には、町章とシンボルマークとは、どう違うのとおっしゃる方もいらっしゃいます。こういったことも広報やまちのおしらせで少しずつ解説をしてくださることで、町民の中に浸透してくるものと思いますが、いかがでしょうか。

町長を初め関係職員の方々は、私がこの質問をするときに、職員の方の言葉ですけれども、関係職員の方々は上位計画の中で町民憲章はうたってあるとか、ホームページでとか、新町建設計画とか、大空町総合計画とか、大空と大地の中でふれあいと語らいでつくる感動のまちなどなど、大変立派な文面が並んでおりました。上位計画と言われても、町民の方たちは、それは何ですか。そんな難しいことは、私たちにはわかりません。もちろん私にもわかりません。こうやってしまったら、無責任きわまりないとおしかりを受けそうですが、そんな私の稚拙な質問でございますが、どうぞ町民の皆様と分かち合えるまちづくりを目指していただけるようお願いを申し上げまして、1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、大空町民の誓いの選定の経過などについて申し上げたいと思います。東藻琴、女満別両地区にそれぞれ従来町民の誓い、村民憲章というものが制定されておりました。その精神を受け継ぎ、大空町の姿と町民の行動の目標となる大空町民の誓いというものの制定をいたしました。これは、町民アンケートを行い、基本的な考え方をまとめ、町民憲章、当時は仮称でありましたが、策定委員会、その委員の方々7名で構成させていただき、8回にわたり協議を重ね、平成19年6月20日の第2回定例会において議決を経て大空町民の誓いとして制定をし、告示をさせていただいたものであります。その後、広報紙での紹介、さらにはそのすぐ後の7月に交通安全、社会を明るくする運動大会がありましたので、その中で町民の皆さんに朗唱をお願いをし、周知をいたしました。また、自治会内の回覧板に印刷をして配付をさせていただき、さらにパネルをつくり公民館などで掲示をする、小中学生全員にクリアファイルに印刷をして、お渡しをするというようなことでPRを図ったところであります。現在では、市街老人ク

ラブの皆さん方の例会でありますとか、ことぶき大学の入学式、卒業式、また、町の成人式などで朗唱させていただいてございます。

一方で、町の木、町の花、町技なども同じく町民アンケートからスタートをして、選定を行ってございます。こちらのほうは、小中学生などにもその選定委員の中に入っていていただいて、選ぶことをお願いいたしました。その中で18人の委員の方々に3回の協議を経て、こちらは平成19年の3月の1日に告示をいたしました。

また、シンボルマークなども町民などに公募を行って、同じ選定委員の皆さんにあわせて3月の1日に決定をし、告示をさせていただいたところでもあります。こちらでも広報での周知でありますとか、先ほど言いましたパネル、自治会の回覧などに印刷をさせて周知を図らせていただいたところでもあります。

しかし、議員のほうからは、もっと町民に知ってもらう努力が必要という御指摘であります。今後、町の式典などでは大空町民の誓いの朗唱、さらには印刷物などへの掲載、そういうことを今まで以上に実施をして町民の耳に残るような、また、町民の目に触れるような機会を広げてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、昨年6月にも花と音楽の町、ノンキーランドなどのキャッチフレーズを考えるべきであるというようなお話もいただきました。キャッチフレーズというよりは、従来女満別ではまちづくり宣言というような形で行ったものであります。そういうようなものとして、ちょっと御説明をといひましょか、今の考え方をお話し申し上げたいと思います。まちづくりの根幹となる、指針となるいろんな町章、町民の誓い、さらにはシンボルマーク、町の木、町の町技だとか、いろいろありますけれども、それを象徴して一つまちづくりのシンボライズ的な指針となるような宣言というものは必要であろうと、そのように私も考えております。一つ一つの計画の中身というよりは、一つ凝縮したまちづくりの、例えばキャッチフレーズでありますけれども、まちづくり宣言というものが表現としてあるということが、町民の皆さんに対する訴えかけとしては重要ではないかと、そのように考えているところであります。

しかし、今時点でなかなか十分な考え方のまとめとなっております。今、私自身が考えているその頭の中を、少し御披露申し上げたいと思います。大空町となったわけですから、新しい町ですので、新しいそういうまちづくり宣言というものが必要ではないのかなと、そのように自分自身では思っております。その中で今の私どもの町の特色はと考えたときに、農業であり、教育や文化であり、人づくり、そして心の豊かさというような普遍的なものを指針とするべきではないのかと、そういう考え方も持っております。また、一方、従来の東藻琴村、女満別町であったノンキーランド、花と音楽の町というその言い方、また、宣言などは、その精神や表現方法などから見ても、なかなか工夫したすばらしいものであるなという気持ちもあります。また、制定する方法として町が主体的に行うことがいいのか、例えば旧女満別町のように議会による宣言というやり方もあるのではないかと、また、その選定などについてアンケート調査などというものも必要なのかなと、そんな思いもあります。また、例えば町民の誓いなどについては、東藻琴は昭和42年の2月11日、これは多分、分村をして20周年の記念の式

典のときに表明したものと思います。また、旧来女満別町の町民の誓いは、昭和45年でありますので、開基80年の記念式典の折にあわせて行ったもの、また、女満別の花と音楽の町のまちづくり宣言は昭和60年の12月の議会でありました。この庁舎が完成をし、女満別空港が開港した年でもございます。そういった記念でありますとか、まちづくりの機運が盛り上がったときに行っているという事例が多くあります。例えば私どもの町でいいますと、開町5周年とか10周年とか、また、今、自治基本条例というような町の憲法を定めようとしております。そういうものとあわせて、そのようなものというのはきっかけとして制定していくべきではないか、そんなことを考えてはおります。しかし、非常に考え方が、まだまだ不確かな部分が私自身にもたくさんあり、まとまっていない状況でございます。ここに持ってまいっておりますけれども、これは旧来のまちづくり宣言などであります。私は、常にこういうようなものをファイルに入れて持っていて、職員との課題整理の中でも、どのような考え方ができるだろうかということで提案、意見交換などもさせていただいておりますが、まだ十分私自身の考え方がまとまっていないところであります。今後は、議会の皆様にも御提案などをいろいろいただければありがたい、そのように思っていることを御披露申し上げて、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございました。

町長のお話を聞いておりますと、何か町民の策定委員会の中で皆さんに、小さいお子さん、小学生、中学生にもアンケートをとりながらつくられたということはわかるのでありますが、非常に一般の町民の方たち、特に私の年代の年配のおばさんたちと言うと失礼、まだ若いつもりでいるのですけれども、には非常にわかりづらいということでございます。それで、このたびの質問になったわけでございますけれども、私は改めて今町長が言ったように、まちづくり宣言をなさいとか、何かまた町民を集めて考えなさいとか言っているわけではなくて、例えば町から来るこういった封筒、これは町議会から来るものですから、下のほうに切り取り線が入っております。封筒にして使ってくださいと、大変優しいというか、リサイクルというか、を考えてくださっております。でも、この辺はまだあいております。これは、札幌市役所から私にきたお手紙なのですけれども、たまたまなのですけれども、札幌から来まして、皆さん見えますですね、中堀君子と書いているのですけれども。ここには、まず時計台の絵が大きくかかっている。そして、札幌市民憲章が書いてある。裏側には、札幌市平和都市宣言がでかでかに入っております。来た封筒を裏返しにして、私は実は使っておりますけれども、ここに表側にしたのは何にも邪魔になりませんから、裏は使えますから、こんなふうに来るまちも、政令市と大空町を一緒にしてくれということはいいませんけれども、近隣でも美幌町は何か封筒に書いてあると。せんだって、うちの議長にあてたものを、この程度の封筒を見せていただきました。結構大空町でも、教育委員会から来る封書には教育委員会の案内が書いてある。それから、これは青少年育成事業協会から来るものにも、やっぱりホールがどこにありますという

ふうに書いてくださっていると。大変ありがたいですけれども、たくさんの予算が、大幅な予算を伴うような案件ではないと思うのです。本当に、せんだって通告をしたときに担当者の方に言われましたけれども、今使っている封筒がなくなったら、一挙に印刷をしますよと言ったか言わないか、そんなようなニュアンスにとれたのですけれども、役場庁舎の職員の前にはパソコンがございます。私はアナログ人間ですから、パソコンどころか携帯のメールの仕方もわからない人間ですから、余り大きなことは言えませんが、例えばパソコンで議会事務局から来る封筒にでも、この裏に1行書いたってパソコンで簡単に書けるのではないかと、ど素人はそう思っていますけれども、多分皆さんの中では、そんな面倒くさいことできるかよと思っていられっしゃる方もいるでしょうし、また、事実できないこともあるでしょうと思います。

しかし、これは担当職員の皆さんと私も町民が常に心にとめておいて、大空町のセールスマンになったつもりで、例えば郵便物を出せば他町村にも聞こえる、それから町民にも見えるということです、ぜひぜひやっていただきたいと言ったらおかしいですけれども、早速できることだろうと思うのです。そんな安易なものではないよという顔を町長はしていられっしゃいますけれども、やっぱり私たちが大空町を宣伝するのだ、町民憲章などは、自然を愛し環境と調和した美しい大空町をつくりましょう、生涯学び心豊かな文化を創造する大空町をつくりましょう、ともに支え合い健やかで明るく暮らせる大空町をつくりましょう、これはきっと福祉のことを言っているのでしょうと思いますけれども、本当にその福祉の心を持って、このことをこういった1行、全部書かなくていいのです。1行ずつ書いたっていいのです。ぜひ、そのことは先ほども言いましたけれども、大変子供の言うようなことを言っているように思われるでしょうけれども、それはやっぱり、ここに住んでよかったと思うようなまちづくりをしたいと思うからこそ言っているのですから、ぜひ、このことを早速平成23年度、24年度と言わずに、あしたからできるかどうかお答えをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私の言葉足らずで申しわけございません。先ほど申し上げました、町の式典などでも朗唱しておりますと、今後それだけでは足りないというようなことで、いろんな印刷物等への掲載、そして町民の耳に触れる、町民の目にとまる機会を広げてまいりたいというのは、今、中堀議員が言われたようなことも含めて、私は御答弁を申し上げたつもりであります。ですので、何も封筒に限らず、そのほかいろいろなものがあるということは、職員との懇談の中でも、答弁書の調整の中でも、案としていろいろ出ておりました。今、一つ一つ、すべて申し上げるわけではありませんけれども、いろんな印刷物の中で、そのことを広めていこうという考え方については、御提案のとおりかと、そのように思っておりますので、実施をしていきたいと、そのように考えております。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇**中堀議員** ありがとうございました。ぜひ、そのように進めていただきたいということで、突然変わりますけれども、ことしの漢字1文字は「絆」ということでもあります。皆さんも御存じのように、障がいを持った方たちも、お年寄りも子供たちにも、それからお年寄りや障がい者を支える方たちにも、町民みんながきずなを持って住んでよかったと言ってくださるまちづくりを、ぜひ町長にお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇**議 長** これにて、中堀君子議員の一般質問を終了します。
次に、5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。
5番、齋藤宏司議員。

◇**齋藤議員** ことしは、3月11日の東日本大震災を境に、農業を取り巻く環境は、まるで変わってしまい、広範囲に飛散した放射性物質が農地や農畜産物を汚染、風評被害も深刻で、吹き荒れる不景気のあらしは一層厳しさを増した。このような中、現政府はTPPと増税ばかりが熱心で、もっと根底をしっかりと見据えていただきたいと思います。ことしも残りわずかになりましたが、来年こそは何事も前向きに、平穏無事になることを願うところであります。

平成23年第4回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。大項目として3点について質問いたします。1点目、異業種交流についてです。最近の報道を見ると、まちコンと呼ばれる若者同士のイベントが全国各地で行われています。これは、2004年に栃木県の宇都宮市から始まり、ここ一、二年で全国に広がり、自治体や商工団体、また、商店会などの連帯を図りながら、地域における出会いの場の創出や、地域やまちの活性化を一緒に行おうという地域振興を目的とした画期的なイベントです。また、なかなか結婚に至らない息子、娘を心配した親同士が見合いをする催しが行われているなど、さまざまな工夫を凝らした新しい形での出会いの場が企画、提供されていますが、本町における具体的な検討状況などについて伺います。

2点目、町内の町道の整備と維持管理についてです。中項目として、イ、町道の総延長に占める改良舗装整備率及び今後の整備方針について、ロ、町道の維持管理や除排雪について。平成22年度より指定管理者制度が導入され、町民の方々からいろんな声が寄せられていると思いますが、内容について、どのように把握、検証されているのか伺いたい。

3点目、TPP問題に対する考え方についてです。中項目の一つとして、日本を含め10カ国が参加を表明しているTPP、環太平洋戦略的経済連携協定問題についてですが、現在、国論を二分するような激しい論争が全国各地で行われていますが、TPPが導入されたと仮定して、本町の影響などについて現段階では、どのような想定をされているのか伺いたい。2つ目、今後の取り組みと対策について伺います。

以上、町長の答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇**議 長** 山下町長。

◇町 長 齋藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、異業種交流について、お尋ねをいただきました。ことしの計画しております事業概要について、申し述べたいと思います。町における農業後継者の配偶者対策の事業から説明いたしますけれども、これらの事業は、農業担い手センター主催のふれあいコンパというものが年に2回開催をされております。そのほか、美幌町、津別町、大空町3町によります交流会、郡下の交流会が1回開催されている状況にあります。また、町民の皆さんの主催によりますコンパが、町内の飲食店などで開催をされている例もございます。しかし、なかなかすぐに、その結果が出るというものでもないというのが現状であります。ことし予定しております異業種交流事業でありますけれども、単に婚姻を目的とするのではなく、若者力の結集につなげるために、さまざまな業種の方々との交流の場を提供しようというふうに考えているものであります。人的交流、情報交流、仲間づくり、ふだん会うことのできない少ない業種の人と出会うことを目的としております。しかしながら、今風の言葉で言いますと、婚活としての位置づけもあわせ持つというような考え方で、二面性を持った事業としてとらえて実施をしていきたいと、そのように考えております。開催時期は、今のところ1月の下旬から2月の中旬ということで、最終的な日程の決定までは、まだ至っていない状況でございます。内容でありますけれども、農業後継者、商業の後継者、さらに町内各事業所で働く独身の男性、女性のおおの20名を予定しております。単に交流会を開くということだけではなくて、地域を再発見するためのミステリーツアーですとか、そういうものを設定してみようではないか、さらには占いブースの設置など、そういう内容のものを検討しているところであります。本年度実施をするわけでありまして、まだこれからということもありますので、今時点でも、いろいろなものを参考としておりますけれども、内容を検討しながら、加えながら、できれば複数年次実施をして、その効果というものはかってまいりたい、そのように考えているところでございます。

2点目でありますけれども、町道の関係でございます。大空町における町道の総延長は624キロメートルでございます。このうち改良舗装は299キロメートル、舗装整備率としては48%でございます。現在、ふれあいトークを実施中でありまして、この中からも改良舗装の要望でありますとか、改良済みであっても補修、また、改築の要望などが非常に多く出されている現状にございます。今後とも、そういう状況を考えますと、道路の整備というのは、まだ必要だと、そのように認識をしているところであります。道路の整備につきましては、高額な投資となります。今、舗装改良を行うと、概算でありますけれども、メーター当たり約13万円から15万円ぐらいと、キロメートルに直しますと1キロメートル整備をいたしますと1億3,000万円から1億5,000万円ぐらいの事業費になるというふうに押さえております。また、新規で改良舗装を行ったり、大規模な改築などというのは国の補助事業などというものがありますので、それをなるべく活用することにしてございます。一方で、単純な補修などというようなものというのは、補助事業がありませんので、町の単独事業となります。そういったことから、さらに計画的な補修も必要だというふうに考えているところであります。整備するに当たっては、地域からの要望はもちろんでありますけ

れども、危険度、損耗状況、交通量、周辺道路との接続性、財源の有無など総合的に勘案をして整備を計画的に進めたい、そのように考えているところであります。

一方、道路の維持管理でありますけれども、平成22年度から指定管理という形で実施をしてございます。町民の方々から要望もありますし、苦情も多く寄せられます。指定管理者にその要望、苦情が行くときもありますけれども、ほとんどは町のほうに直接寄せられている現状にあります。特に多いのがグレーダーなどの整地業務に対しての部分がございます。実際には、今までやっていたところから指定管理にかわる、経験の浅い方が乗務をしているという現状もあります。寄せられました苦情や要望等については、私どもに寄せられた後、指定管理者を通じて実際に業務を行う方にも伝えて、さらに点検ですとか指導もあわせて行わせていただいております。もう乗りましてから2年になりますので、技術の向上もだんだんと図られてきておりますが、今後もそういった指導などについては徹底をしてまいりたい、そのように思います。また、町民の皆様をお願いでございますけれども、現場でそういった不都合な整備があった場合については、町に寄せていただくことはもちろんでありますけれども、現場で当事者にも、ぜひお伝えをいただく、そういうことの繰り返しが早く技術の向上につながっていくのではないかと、そのようにも思っております。そういうことも町民の皆さんに、これからもお願いをしていきたいなと、そのように思います。

除雪のことについても委託をしておりますので、若干触れておきたいと思えます。出動基準は7センチ以上でありますけれども、重たい雪質のところ、ときでありますとか、さらには吹きだまりなどによって通行障害が生じるというようなときには、7センチ以下であっても出動している状況にあります。路線の優先度というものについては、まず市街地区の除雪を行い、その後、スクールバス路線の除雪をするというようなところで全町除雪をすることにしておりますけれども、吹雪など非常に大きな雪で学校が臨時休校になったようなときには、集乳路線を優先に切りかえて行うというようなことも行っているところでございます。

3点目、TPP問題に対する考え方であります。TPPへの参加の話というのは、昨年の10月、菅首相が所信表明演説の中で触れて、一躍大きな問題というふうになったわけであります。その後、震災などで議論が非常に滞っておりますけれども、ことしの10月、野田首相もTPP参加交渉に前向きな姿勢を示されました。このTPPの特徴は、原則として関税撤廃ということで100%の自由貿易でございます。もし、仮にでありますけれども、参加をした場合、特に農業などの輸入品がふえるという中からは、安全規格が不透明になって、商品を輸入する際に農薬でありますとか遺伝子組み換え、そういった今まで食の安全を支えてきたものというものが脅かされるのではないかと、そういう不安がまず1点ございます。また、輸入される農産物は非常に安いということで、それに合わせられるような形で国産品の価格も下がるだろうというふうに思います。そうすると、農家の方々の所得が大幅に低下をする。経営が成り立たないので、離農される。そうすると農家戸数が減少して、あわせて関連産業の雇用場がなくなる。町といたしましても、人口の流出が加速度的に進み、税収が減り、地域の消費活動が減退をするということで、農業の衰退から関連産業の縮減、さらには地域の崩壊

というような負の連鎖が起こるのではないかと、そういう不安や心配を持ってございます。昨年の１２月にも、一般質問に答える形で農業等への影響額を試算したものの説明をさせていただきました。７品目の農業産出影響額が１２１億円、関連産業の影響額が１１９億円、地域経済影響額が２０１億円と想定をしております。行政報告でも申し上げましたが、１１月１日にはＴＰＰ交渉の参加問題を考えるオホーツク集会が開催をされて、私も出席いたしております。１１月１４日には、北海道において北海道ＴＰＰ協定対策本部というものが設置をされてございます。しかし、行政報告でも申し上げましたように、日豪ＥＰＡ、ＦＴＡの交渉のときのような、また、昨年のＴＰＰのときよりも反対運動の機運が盛り上がっていないのではないかと、私はそんな印象を少し抱いております。また、国レベルでも反対派という言い方ではなくて、慎重派というような表現も数多くあります。また、一部報道の中には、受け入れて条件闘争に切りかえていくべきではないかというような報道もあり、いかがなものかと。今、私どもには全く何の説明もない状況であります。町といたしましては、これに対して断固反対する姿勢で臨みたい、そのように考えております。しかし、単に断固反対ばかりでも問題、もしものときには想定した対応もおこななければなりません。産業課を中心に情報収集を行って、問題点などをしっかりと洗い出しておく、また、さまざまな想定研究もあわせて進めておきたい、そのように考えているところでありますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

以上申し上げまして、１回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 ５番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 それで、１点目の異業種交流について再質問させていただきたいと思えます。

この件につきましては、３月の定例会でも質問した経過がありますけれども、その中では、なかなか出会いの場がない、そういう形で少子化対策、婚活というイメージで行いたいということだったのですけれども、今回の説明で、やっと町としても１月下旬から２月上旬、その中でいろんな企画を考えて２０人程度の予定でやりたいということがわかったのですけれども、町内の独身者の数って一体何人ぐらいいるのだらうと思うのですけれども、自分で知っているのは、農業委員会の会長さんもいらっしゃいますけれども、町内で農家をやっている独身者の方は１２５名だと思えますけれども、ほかにも商工会とか、例えば職員とか、いろんな形で独身の方もいらっしゃると思えますけれども、その中での呼びかけについて、どのように進めていくのか、再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 農家の後継者の方は、先ほど議員が述べられました１２８名ぐらいおられます。また、後継者を求めている女性の方も２名ほどおるといふようなことで、私どもは数字を押さえているところでございます。その他の職種の方の独身の数は押さえてはおりません。がしかし、今回の事業において、そのような方に積極

的に参加を求めて異業種交流、また、そのイベントの中で結婚ができればなということで、積極的にその方の参加を求めていく事業にしたいというふうに思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 なかなか呼びかけについては、甘いかなと思って聞いていたのですけれども、町内の飲食店で、ことし4月から12月まで毎月1回なののですけれども、7回の交流パーティーをやっております。その中で、7回で延べ人数は135人ほど参加していただいておりますけれども、残念ながら地元の方はほとんどいません。どうしてなのかなと思いますけれども、やっぱりなかなか地元だと出づらいのかなという思いもあります。その中で、今度役場が企画するということですので、ぜひ職員みずから先頭になってこういう交流パーティーというか、そういうものを率先していただければどうなのかなと思いますけれども、その辺についてもどうでしょうか。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 結構役場の職員も独身者がおりますので、もしそういうイベントが、私もちょっと日程的に情報が伝わってこない部分もございますので、もしわかれば早目に情報をいただいて、それらの団体とともに参加の促進をしたいというふうに思っています。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 企画内容については、ミステリーツアーとか占いを考えているということだったのですけれども、開催をする中で一番大変なのは、人集めなのです。その中で、先ほども1回目の質問の中で話しましたがけれども、まちコン。これはすごく盛んで、大きな都市しかやっていないのですけれども、手元の資料にあるのは、すすきのでやるエゾコンMAXという開催事例なののですけれども、これは来年1月8日、2回目なののですけれども、1,000人規模の単位でやるそうです。余りにも幅が違うのですけれども、一つ気がついたことは、その中での人集めのことなののですけれども、うちらも飲食店でやっている人集めの方法について見てはいるのですけれども、新聞折り込みとか、また、人伝えとか、そのような手段しか考えていないのですけれども、このすすきのでやる募集要項の中では、メールで案内をしてメールで受ける。その中で、来た方には会費を払った段階でリストバンドというのですか、それを持たせて、どこの飲食店に入ってもいいですよというような形で人を集めるという形なののですけれども、先ほど町でやるのも1月末から2月上旬ということだったのですけれども、恐らく人集めが一番大変になるのかなと思っております。その中で、ぜひ今パソコンの時代、また、携帯の時代、メール配信でもかなり違うのではないかなと思いますけれども、その辺についてどのようにお考えなのか、再度お願いします。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 今、お話のありましたまちコンですけれども、大変今ブームになっておりますが、この開催しているところは大都市が多いわけですね。商店街の活性化という意味も含めて行っているということでございます。うちの町に当てはまるかということ、なかなかそれも難しいのかなと思いますが、このまちコンがブームになっている手法というのは、参考にできるのではないかなというふうに思っておりますので、今後事業の展開に当たっては、その手法について参考にしたいというふうに思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 こういうツアーというか、こういう企画は恐らく少子化対策に一番なればいいのだと思うのですけれども、なかなかそこにいなくても、同じ町内でこういう方もいたのだなという方にも、恐らく知り合うことができると思います。その中で、その知り合うのと、もう一つ、地域の活性化という形でこういう店もあったのだと、こういうところもあったのだと、そういう出会い、そういう店との出会い、今そらっきーカードという形でできましたけれども、ぜひ、そういう形での利用も考えていただきたいなと思います。その点についてどうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 冒頭、答弁の中でも申し上げましたとおり、今風の言葉で言う婚活というところもあります。さらには、いろんな業種の人たちが知り合うこと、そのことによって町の中の新しいエネルギーが生まれるのではないかと、また、それが消費に結びついていく、そういうことの発想というのは大変大切なことだと思います。まちコンというのは、町ぐるみでコンパしましょうみたいな、そういう印象なのかなと思って私は考えております。そういうような機運ができるような、そういう内容のものを、まずことは少しいろいろ検討していく、さらにはまちコンのいい発想のところ、例えば今議員が言われた周知方法だとか、そういうようなものも含めて採用できるものについては、今後取り入れながら今の事業を成長させていきたい、そのように思っておりますので、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 この点について、もう一点だけ確認をしたいと思うのですけれども、以前、何日前か、半月ぐらい前だと思いますけれども、新聞の報道の中で独身男性、女性、34歳までの方のアンケートの中で男性が6割、女性が45%、彼女がいない、または女性がいない、そういう形が実態だというのは見ております。今、

うちらもこういう企画をして、町もこれから企画をするのですけれども、今の風潮として結婚しなくても1人でも生活できるという状態がふえているのかなと思います。なかなか2人で生活するという楽しみとか味わいとか、そういうのがだんだん薄れて、余りにも情報が多くなり過ぎて1人でいても十分だという風潮なのか、その辺がよくわからないのですけれども、町長にお聞かせ願いたいのですけれども、今の若者の考えって、なかなか難しいと思いますけれども、何で結婚しないのかな、どうして1人でいたいのか、そういう形ってどのように思うでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も年ごろの息子や娘がいますけれども、だれも結婚はしておりません。これは、私の印象でありますけれども、1人で生活ができるというよりは、私は面倒くさいのだろうと、そんなふうな印象を持っています。それは、このごろの若い方々の中に潜在するエネルギーというものが、私は少なくなっているのではないかなと。かなり昔になりますけれども、例えば学生闘争なんていう言葉がありました。それは、若者のある意味の大きなエネルギーが結集をしたあらわれではなかったのかなと、そのようにも思います。今まで、いろいろなエネルギーの向かう場所があるところに集中をして、いろんな社会風潮を及ぼしてきていますけれども、このごろは日本の国内で、若い方々が何かに向かって大きなエネルギーを出しているというところが、なかなか見えない。それは個々のエネルギーも足りなくなっている部分、そういうところがあるのではないかなと。総じて、正直言って、例えば結婚という事柄に対しても、それなりのエネルギーをやっぱり費やすものだというふうに思います。そういうところに向かう煩わしさというものが、私は一番の原因になっているのではないかなと、そのように感じているところであります。

◇議 長 齋藤議員、この関係は終わりますか。

◇齋藤議員 はい。

◇議 長 齋藤宏司議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、齋藤宏司議員の一般質問を続けます。

5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 2つ目の質問の再質問をさせていただきます。

町内の町道の整備と維持管理、舗装率についてなのですが、先ほど町長

の答弁の中で舗装率に関しては、総延長624キロメートルの中299キロメートルで、実質的には48%ですということだったのですが、実際我々が一番要望を受けるのは、この舗装とか道路のことなのですが、どうしてもその中で地域的にはと聞くと、恐らくその48%の内訳は、ほとんどが市街地区だと思うのですが、その中で先ほどの説明では危険度とか利用度とか、そういう形で舗装を進めていくのだという説明がありましたけれども、同じ自治会の中でも検討して、その利用度が高いところをお願いしたいという要望は上がって、町長も確認されていると思うのですが、その中で在と言ったら言葉は悪いのですが、市街地区以外のところでの舗装率という考えについて、再度お聞きしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 市街地区とそれ以外の舗装率というものは、今、数字としては持ち合わせておりません。なかなか地域における整備が進まない、過去には農業農村基盤整備事業などが各地区で行われていたときには、あわせて面工事のほかに線工事もということで、そういうような事業を多く使って農村部における農道整備というように形で整備が行われたところがございました。ここ2年ほど農業農村基盤整備事業の予算が非常に縮小していると、また、今現在動いている地区が女満別地区でいいますと東部高台地区と本郷地区ということで、ある程度整備も進んでいるので、その中での道路整備の今の採択状況というのは、そう多くはございません。一方で、農業農村基盤整備事業の面工事の要望などはたくさんありまして、計画地区がたくさんございます。そんな中で、各地区から上げられています要望については、その中に盛り込ませていただいて、何とか整備も進めたいという考え方ではおりますけれども、いかんせん、そちらのほうの予算全体が縮小されているという状況の中では、先ほど今後については、なかなか補助事業はないと言いましたけれども、起債事業などについても検討しながら考えていきたいと、そのような考え方を持っております。ただ、先ほど言いましたように、国の有利な財源があるわけではありませんので、このところは極めて慎重に判断をしながら計画を持って進めていく必要があるのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の説明で十分わかりましたけれども、どうしても市街地区との差が、それ以外の地区では差がついて舗装にはなりにくいのだと思いますけれども、自治会から上がった要望とか、その中で十分検討された地区については、十分考えに入れていただきたいと思います。

舗装のことはそれでよいとしますけれども、もう一つ、町道に対しての維持管理のことなのですが、春先、夏というのは草刈り、また、維持管理ということがメインだと思います。その中でグレーダーをかけるとか、また、草刈りを

するとか、どうしても職員によっては、なかなか苦手な人もいるのかなと思っていて、そういう形で、あのやり方は何なのだという形で怒られることもありますけれども、その中で草刈りについては、さっき除雪に関しては7センチ以上だということだったのですけれども、地域的には草の伸びるところもあるのですけれども、それはあくまでも要望すれば1回、2回でなくて、それ以上のこともするという事なのか、その辺だけをちょっとお聞かせください。

◇議 長 阿部建設課長。

◇建設課長 草の伸び状況にもよりますけれども、通常は大体年2回の草刈りをやっているわけですが、そういう特殊事情等がございましたら役場のほう、建設課のほうに御連絡いただければ、地区内での対応をさせていただきたいということで考えてございますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 維持管理については、もう一点だけお聞かせ願いたいと思いますけれども、平成6年だと思いますけれども、豊住林道が開設されました。その中で、いろんな形で地権者38戸の中で、道路に対しても舗装にさせていただいて、維持管理についても町で行っているというのは確認されておりますけれども、なかなかそれ以外の側溝とか、そういう形での維持管理がされていないのかなと。同じ町道という形での舗装管理で簡易舗装だと思うのですけれども、いろんな町道があると思うのですけれども、なかなか実態として二の次になっているのかなと、そういう林道に対しては。その中で、お考えについてお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 大変申しわけありません。町道とか林道とかという区分は、もちろんあるのですけれども、町の財産として管理をしております。今後、そういうところの徹底など、例えば排水などが詰まっているということになりますと、災害時とか、大雨時などについては、そのことが要因となって、かえって道路の決壊などを生む、そういうことにもなりますので、巡回作業などもあわせてさせていただきたいと、そのように思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 この点について、もう一点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、除排雪のことなのだと思いますけれども、先ほどの説明で7センチ以上の雪に対して除排雪しますということだったのですけれども、本当に地域によっては、これは草刈りに対しても同じなのだと思いますけれども、なかなか7センチといっても目検討だと思うのですけれども、実際、町で指定管理にする前の形では、本当に夜中

から出動して、実態を見てから出動させていたと思うのですが、今町民の声から聞くと、何で早く来てくれないのだという声も結構聞いております。その中で指定管理になった、そういうメリット、デメリットもあると思うのですが、町民に関しては、それに対して指定管理になっているから指定業者に言うということは、なかなかあり得ないのですけれども、町に最初の苦情なり、我々に言ってくるのだと思いますけれども、その辺に対してどのようにお考えなのか、お聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 出動体制といいましょうか、出動基準、また、時間帯などについては従来から、直営のときから変わっているわけではありません。例えば12月の十日日だったでしょうか、朝多く降ったときなどがありました。私も役場へ出てきて除雪がおくれているのではないかと現場を確認して、担当者呼んで、きょうは何時から出動したかということで確認をしました。あの日については、朝方5時少し前から急激な雪になったというようなことで、至急職員などを集めて5時半の出動になりました。従来でありますと、あす吹雪だということがわかっている、また、夜からふぶいているときなどは3時集合、3時半から4時にかけて出動するということでありましたけれども、この前は朝5時少し前からの雪、また、それが1時間の間でやんでしまうというようなことで、私自身も朝起きて、こんなに雪が降ったのかと思いましたけれども、そんなようなことで、この前は5時半出動ということになりましたので、皆さんには大変御迷惑をかけたというふうに思っております。しかし、全体的な基準、当然7センチとはいいいながら先ほど言ったように、湿った雪のときなどは路面状態も危険になる、また、風がついてるときなどは、ここで例えば5センチであっても大きいところもある、そういうときには雪質だとか風の状況、そういった気象を見ながら出るようにしています。それは、従来と変わってはいないということでもあります。ですので、印象としては遅くなったという印象があるのかもしれませんが、本当に比べてみると遅くなっているかという、私は決してそうではないのではないかと。頭が、管理がかわったということで、そこがところというふうになっているのではないかと。そこを早く払拭できるように最善のサービス体制をつくって出るような、そういうことに、まずは心がけてまいりたい、そのように思っております。また、そのことは私どものところに要望としてたくさん来ますので、そのことを私どもだけで押さえるのではなくて、指定管理者と共有をさせていただいて、しっかりとお伝えをする、また、指導もあわせて行ってまいりたい、そのように思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の除排雪のことについても十分わかりました。

最後の質問なのですが、3番目、T P P問題の考えについて、お聞かせを願いたいと思いますけれども、それに対して再質問させていただきたいと思い

ます。先ほど町長の答弁の中にもあって、去年も同僚議員が質問しておりますので、どれぐらいの影響かというのは聞き及んでおります。その中で、一番町長の答弁の中で気になった言葉は、T P Pというのは去年からかなり説明はあったのですけれども、国民というか、町民に対して、それほど理解されていないのではないかと。ただ、肉が安くなる、米が安くなる。それだけで、実際にはどれぐらいの危機感があるかというのは、恐らく余りぴんときていない。自分たち農家に対してもそれほど、この間J Aの懇談会もありましたけれども、その中でいつもどおりの営農懇談会があって、いつもどおりの来年の計画書の提出の要望内容の説明がありまして、決してT P Pがこれから始まるのだという、そういう危機感も何もなかったのです。その中で、町長の言葉の中にもあったのですけれども、国全体というか、地域全体、恐らくこれだけ大変なことである割には、盛り上がりが少ないのではないかと思います。先ほど1 番目の質問の中で、どうして結婚しないのかと、ここに引っ張るために持ってきたのですけれども、恐らく町民とか若い人でさえも、さっきの町長の言葉をかりるとエネルギーが少ないのかなと。隣の国では、本当にすごい勢いでT P P反対、また、F T A反対、そういう行動が出ておりますけれども、なかなか日本は平穏無事なのか、危機感を感じないのか、それともそれほど気にしていないのかよくわかりませんが、T P P問題に対してどれだけ関心があるのかなと思います。その中で町長に再度お聞きしたいのですけれども、これからの対応について、町として具体的にはどういう考えでいきたいのか、その辺お聞かせ願います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町としては、断固反対ということできたいと、そのように思います。確かに先ほど言ったように条件闘争とかいろんな話がありますけれども、まずはきちっと説明を国に対して求める、その中で私どもは反対だという姿勢をまずは貫いていきたいと。ただ、内には、いろんなものの研究ということについては行っておく必要があると思っておりますけれども、姿勢としては、そのところを先に曲げてしまうことでは、いかがなものかと私は思っておりますので、全く説明はありません。そんな中で不安だけがかき立てられるということで、そういう姿勢を今後も貫いていきたい、そのように思っております。

◇議 長 5 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今、町長から力強くお聞かせいただいて、私も同感だと思います。その中で1 0月2 0日なののですけれども、政府のほうで我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、また、行動計画、こういうものを決定して発表しております。7つの項目があるのですけれども、その中で本当に気になるのは、今、全国の平均農地耕作面積は2ヘクタールなののですけれども、これを5年後には2 0ヘクタールから3 0ヘクタールにしたい、また、6次産業に向けてファンドも設立したい、本当に希望どおりかなうのかどうか、その辺も心配なののですけれども、以前違う政権があったときには品目横断とありました。その中では1 0町以上の農

家に対してする計画だったのですけれども、この内容を見ますと小さい農家のことは一切書いておりません。とにかく大きくなって、その大きな行動を起こす農家に対しての補助事業というような一連した流れだと思うのですけれども、この中でこれが進められて、実際に北海道自体の平均耕作面積は20ヘクタール近くあると思うのですけれども、その中でもT P Pに関しては大変な事態になると危機感を感じております。その中で国自体が全国で2ヘクタールだから、ただ10倍で20ヘクタール、30ヘクタールとうたったのだとはわかりませんが、本当に実際にT P Pってどれほど国自体が危機感を感じているのか、その辺。先ほど町長は、断固反対しますということだったのですけれども、これが実際に、戸別所得補償政策、自給率50%、最初現政権のうたい文句はその辺にあったと思うのですけれども、それとどのように関係していると思うのか、なかなか難しいことだと思いますけれども、町長自体のお考えもお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私の考え方でありますけれども、現在の国の姿勢というのは、全く自己矛盾の中でいろんな場当たりの物をしゃべっているとしか思えません。というのは、自給率を50%に上げる、ですけれども、そのことのために例えば戸別所得補償をやる、結果的には今の状況からいうと、本州府県の経営規模の小さい方々のところも経営が成り立つような、そんなやり方にしましょうという話ですけれども、今回出てきたやつは大きな規模のところに集約をするのだ、そういう話になります。一方では、例えばT P Pに参加した場合に、国はどんなふうに農業政策を展開するのだといえ、多分、今ある戸別所得補償政策の定額部分というのをさらに上乗せをしてあげない限りは、結果的には農業者の経営が成り立たない、多分そこを上げようというふうに考えているのでしょうか、それは先ほど言ったように小規模農家も守っていくという政策なのですけれども、片方で大規模化していこうか、私には正直言ってわかりません、どんなような形になるのかと。ただ、私が思うのは、一番影響を受けるのは北海道の大きな専門的な、ましてや外国との農産物と競合した中で競争している北海道の農家が一番影響を受けるのではないかと。冒頭行政報告の中で、田原総一朗氏がT P P賛成だという中の一つの例に、十勝の長芋はどんどんいいものがつくれているから外国に輸出をしているのではないかと、日本の農業者の方々はそういう技術力も持っているから、外国から安いものが入ってきても品質のいいものをどんどん逆に輸出できるのだ、そういうような言い方をされて言われておりました。ただ、会場からは、十勝の、オホーツクの30ヘクタール、50ヘクタールの人たちが全部長芋をつくれるのか、つくれませんか。やはり麦もつくっていかねばならない、ビートもつくっていかねばならない、バレイショも、その中でそれは外国との競争になるけれども、本当にできるのかというと、なかなかそれは難しいというような話、そこのところをわかっていないのではないかなど。いろんな話をされるに当たって、いろんなところで私どもの地域の実情というものが、中央のところの政策決定のところに情報として伝わっていないのではないかと、そんな不安が最近非常にありますので、いろいろな機会をとらえて、そういう実情についても話しをし

ていかなければならないなど、そんな印象を抱いているところであります。どう思っているかというか、わからないというのが最終の正直な気持ちであります。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 最後の質問とさせていただきますけれども、今町長のおっしゃるとおり、自分もそのとおりで、一体どうしていいのか本当にわかりません。これから農家がだめになるのか、それともこのまま存続して逆にあめとむちという、そういう言葉は悪いのだと思いますけれども、ちょっとしたあめ玉をしゃぶらせて農家を存続させるつもりなのか、本当に見当がつかないところだと思います。その中で、先ほどの1回目の異業種交流とも関係があるのですけれども、担い手の青年が128名いますけれども、ある農家の経営者に言われたのですけれども、齋藤君、これから本当に農家を継がせたほうがいいのかい、そういう率直な意見もいただいております。確かに、このTPPを考えたせいかわかりませんが、うちの近くにも離農した若者が2人ほどいます。本当に、これから国レベルではどうなるかわかりませんが、果たして本町においては、このTPPをやった場合どのぐらいの影響があるのか、農家も入れながら研究会というか、そういう形を立ち上げてくれれば、もうちょっと見えるのかなと思います。その辺、最後の要望というか、質問として終えたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今のところでは、なかなか議論をするべく情報もなく、どのようなところから取り組んでいったらいいのかというところで、非常に考えあぐねているところがあります。しかし、私どもの地域にとっては非常に大きな課題といえるでしょうか、問題提起をされているということだろうと思います。いろいろな機会を通じて、そういうものに対する関心というか、問題提起、そういうものを提供できるような、そういう機会を今後も考えてまいりたいと、そのように思います。そんな中で行政だけではなくて、町民の皆さん、農業者の皆さん、また、消費者となっている皆さん方も含めたいろんな議論をして、その中の意見というものを、国なりにぶつけていけるような、そんなことに努力をしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

◇齋藤議員 以上、終わります。

◇議 長 これにて、齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
次に、4番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは、平成23年第4回大空町定例会において、一般質問を行いたいと思います。通告書に従い、質問させていただきます。

私は、地域の足の確保、エネルギーの節電、そして行政に求められるトータルマネジメントという、こういう視点に立って、今回質問をさせていただきたいと

思います。

まず、項目1点目、地域交通システムについて伺います。今、全国の市町村では、交通空白地域の足の確保、高齢者の外出支援などを目的に市町村によるコミュニティバスやディマンド交通が、ここ10年ほどの間に全国的に拡大しています。しかしながら、その実態は利用者が少なく、財政負担が見過ごすことのできないほど増大し、見直しを余儀なくされているケースがふえています。その中でコミュニティ交通は、現在大変大きな岐路に立たされていると思います。公共交通は、今走っていればよいというものではありません。そこで、平成19年度に地域交通システム導入に関するヒアリング調査が実施され、その結果を踏まえながら大空町地域交通システムの構築に向けての考え方が示されましたが、この3年間、各交通機関の計画、実施、評価、改善はどのようであったか。また、各交通機関の整合性についても伺いたいと思います。

次に、項目2点目、公共施設における電力使用適正化について伺います。未曾有の災害となった3.11東日本大震災、これは地震、津波、原発、三重の被害によって多くの犠牲者を出しました。また、このことによって、私たち国民も多くの課題と教訓をいただきました。特に原発事故によって、エネルギーの節電という問題が全国的に広がりました。大空町においても、合併により両地区に有する大変多くの公共施設があります。当然、これは維持していかなければなりません。そんなことを考えて、そこで平成22年度に大空町内の自家用電気工作物施設の電力使用状況の適正化に向けて、調査業務の予算措置がされました。その調査業務の概要と調査結果及び今後の対応について伺いたいと思います。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の地域交通システムについてであります。これは、私の1期目のまちづくり目標に記載させていただいた一つの項目でございます。そんなことから、地域内の多目的な交通システムの確立を進めますという項目に基づいて、政策展開を図らせていただいたものでございます。地域内の住民の方々の足を確保するということを目的に、平成18年の12月、当時の役場の企画課が中心となって福祉課、保健福祉課、生涯学習課、教育センター、地域振興課の職員による地域交通システム検討会議というものを発足させ、平成20年の11月まで7回開催をしてございます。その中で、各課所管の車両の運行状況の把握と課題の洗い出し、また、ディマンド交通の必要性や可能性など、さまざまな観点から協議を重ね、先進地視察なども行ってまいっております。この期間に、あわせて幼稚園保護者、小中高生、町民へのアンケート調査を行い、さらには高齢者や医療施設利用者へのヒアリング調査などによって、1,087戸の御意見などをいただいたところであります。その7割は、現在の日常交通、充足されていると答えられた方々でありました。一方で、不便さを感じている中では、路線バスの運行本数の充実、さらには女満別、東藻琴両地域間を結ぶ公共交通が必要、また、家の前から目的地に行ける、そういうタクシーなどを望む声がありました。この時点

では、ダイヤモンド交通などについての本格導入は、もう少し先になるのではないかと、今後の検討課題だということで、そのことについては一定の方向性で区切りをつけたところでございます。

一方で、その結果をもとに、いろいろと検討をした中で、いろいろなものに取り組んできております。平成20年の4月から両地域間の地域間バスというものの運行を始めております。また、スクールバスの町民の混乗、あわせて乗ることについては、従来女満別地域の中では日常的に行われておりましたけれども、それを東藻琴地域も含めて改めて地域の方々に周知をし、混乗についての取り扱いをしているということについて、お知らせをしたところであります。平成21年の4月からは、JR女満別駅から女満別高校の手前までスクールバスの路線を変更して運行するということを行ってございます。あわせて、平成22年の6月でありますけれども、これは福祉タクシー券の範囲を拡大してございます。さらに、同時期でありますけれども、福祉有償運送の料金を助成対象に一部拡充をしたというような状況があります。さらに、福祉タクシー券を全町に拡大をしたということ、さらには福祉会における特別養護老人ホームの送迎などの部分が発効したというようなことから、平成23年の5月には東藻琴にありました巡回バスを中止しているところであります。

具体的に今、大空町における公共交通機関について少し触れたいと思います。女満別空港やJR石北線がありますけれども、それ以外の部分について少し触れたいと思います。ハイヤー会社が2社ございます。また、路線バスについては、網走美幌線が1日6往復、また、女満別空港線が網走、北見からおのおの10往復、また、網走東藻琴線が5往復というような状況にあります。また、民間では、福祉会や医療機関であります双心会が独自のバス運行などもしている状況にあります。町としてかかわっておりますのは、スクールバスでございます。女満別6系統、東藻琴6系統、高校のバスが2系統ということで、合わせて12系統運行してございます。また、地域間バスは、その内数でありますけれども、1日2往復女満別と東藻琴の地域を行ったり来たりしているという状況にあります。

そのほか、福祉バスなどがございまして、これについては制度なども含めてもう少し詳しく説明をしたいと思います。まず、福祉バスでありますけれども、これは福祉団体や高齢者の方々の事業に対し運行することとしておりまして、1台は通年運行、もう1台は5月から10月の季節運行ということで運行を委託をお願いをしている状況にあります。また、福祉タクシー券、先ほど平成22年の6月に拡充をしたということでありますけれども、その内容は、従来女満別地区だけであったものを東藻琴地区までに拡大をする。さらには町民税の所得割課税の世帯に対しても、新たにタクシー券9枚を交付する。そして当該年度中に75歳になられる方、従来は誕生月によって減額枚数にしておりましたけれども、一律18枚もしくは9枚を交付するという内容に。さらには同一世帯内の対象者間での相互利用を認めるというような改正を行っております。また、平成18年に創設をされました福祉有償運送は、要介護者や身体障がい者の方々に対する輸送サービスでありますけれども、自家用自動車を使用して個別輸送を行うというサービスであります。これについては、町内4団体が登録をされて運行をしている状況にあります。また、東藻琴地区にあります医療機関への交通を

確保することを目的に、患者輸送バスというものを運行しております。3路線ございまして、1路線について週2日、月曜日から土曜日までというような運行形式になっているところであります。また、従来ありました外出支援サービスの巡回バスについては、平成23年の5月に運行をやめたというような状況になっております。

そういう中で、その検討結果をもとに、いろいろなものの拡充ということにしていますが、相互に整合性といえるでしょうか、そういうところまでは、なかなか至っておりません。いろいろな利用に応じていろいろなものを提供し、そういった不便のすき間をなるべく埋めてきているというような今現状にあらうかと、そのように思っております。ただ、今後、先ほど将来の課題となっていたダイヤモンド交通などについても検討していかなければならないと。この検討会議をしばらく休んでおりましたけれども、平成24年度に向けてのそういう課題に対応するために、また、新たなメンバー構築の中でスタートをさせて、ダイヤモンド交通などについても検討していきたいと、そのように考えているところであります。

また、エネルギーの関係でありますけれども、これは平成22年の3月に議会での一般質問を受け、検討した結果、平成22年の6月に補正予算として提案をさせて自家用電気工作物施設電力使用状況調査の委託費というものを組み立ていただきました。委託業者は、北海道電気保安協会でありまして、委託金額は約200万円、委託の期間は平成22年の7月から平成23年の2月までということで、私どもが所有します公共施設のうち、自家用電気工作物の施設31施設を対象に電力使用の実態を調査し、適正化に向けて検証すると、その中で電力消費の無駄を省いて維持管理費の節減につなげたいということであります。具体的には、過去3年間の電力使用実績のデータを収集をして電灯や動力の利用実態を把握をする、また、夏季、冬季の電力測定などを行って、適正化に向けての提案書を作成するというような内容になってございます。

その結果を受けて、一つには設備投資をしなくてもいい節約の方法、また、設備投資が多少必要なものというふうに2つに分けて整理をいたしましたけれども、一つには設備投資がなくてもできる改善事例として、平成23年度に取り組みしたのは、東藻琴総合支所の電気料金の契約をウィークエンド契約に変えるということを行ってみました。この結果、平成23年度の電気料金については約50万円程度の節約ができるのではないかと今思っております。これは、使用電力量についても10%から20%の減になるということになるかと思えます。また、設備投資が必要でありますけれども、節約が期待できるというものの一つには、東藻琴生涯学習センターのコンデンサーの交換をいたしております。交換費用に24万円かかりましたけれども、料金で年間約15万円程度抑えられるという見込みであり、2年間で元が取れるのではないかと、そのように思っております。また、これらの調査を受けて、現在試験的にではありますけれども、役場庁舎と東藻琴総合庁舎に電力量を監視するモニターというものを1年間試験的にではありますけれども、設置をしております。その中で電力状況の把握や監視を行って、機能的に使えるかどうかという試験を行っておりますけれども、そういう中で電力量を抑える、そういう努力をしているところであります。また、施設の所管課の担当者に対しましては、電球のLED化、さらには人感センサーなどの

設置、変圧器容量の適正化に向けた交換、受電設備の交換など、そういうようなものを一つ一つ事例を出しながら指示をし、提案をしたところであります。今後、平成24年度の予算などにも、現在編成中でありますので、費用対効果と、また、公という社会的な使命を考えながら判断をして予算編成の中で実践をしていきたいと、そのように考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、2点について1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは地域交通アクセスについて、何点か質問、確認をさせていただきます。

私は、この質問については平成19年、これに取り組むときにも、この件について一般質問をさせていただいた経過があります。そんな意味合いもあって検証という意味合いが強いのですが、先般定例会でも同僚議員のほうから町民の交通に対するニーズということが、お二方のほうから問われました。この交通システムについては、いろんな御意見があると思います。しかし、現実にはそれを一つ一つ対応すれば一番いいのかもしれませんが、なかなか財政的には厳しい。先ほど前段に、私が申し上げたように、現実には皆さん、どこの市町村も財源で苦しんでいるという話を聞きます。

そんな中で、2つほど確認をさせていただきたいのですが、うちには確かにいろんな交通機関があります。その中でスクールバス、高校の子供たちの通学の費用の負担を軽くしますよという目的で、新たにスクールバスの運行をつくりました。駅から学校でしたか、そういう新しいルートを設定したのですが、その効果は私もわかります。それは大切なことだと。ただ反面、そのことの取り組みによって、今度は生活路線バスの乗り合いが少なくなった、少なからず影響が出たと、まずこのことをどういうふうに理解するか。

それと、もう一つ、高齢者で免許を保有する方、自主返納する方が年々ふえてくるというのは皆さん御承知のとおり。ただ、その中で福祉タクシーにしても有償運送にしても、その規定の中で、福祉タクシーでしたら75歳、広げましたけれども、と重度の障がい者の方とかという、そういう制約があります。有償運送においても、介護保険の認定を受けている方とか、そういう制約があります。それは、その人方については、いいと思うのですが、ただ免許返納をやって体もとらずに不自由はないと、だけれども地域とのかかわりを持ちたいという方は、私はふえてくると思うのです。

まず、この2点、こういう福祉タクシーの利用者、これは福祉タクシーで対応すべきなのかどうかのかわかりませんが、免許の自主返納者、それからスクールバスの生活路線との整合性、この2つについて答弁をお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、1点目の女満別高校の生徒さんたちを駅から学校の近くまで運ぶ、

そのことによって路線バスの利用者が少なくなったと。当初から私の頭の中には、そういうことになるとう路線バスを利用される方が一定程度少なくなる。そのことによって、補助金が上がるという可能性があるのではないかと、私自身は十分そのことも承知をしながら、この政策について対応したつもりであります。と申しますのは、やはり町民の方々、ほかから通ってくるの方々ですので、町民とはちょっと言いづらいかもしれませんが、女満別高校を利用される方々の交通費対策ということについては、従来からほかの町村などでは、実際には補助金という形で出しながら、それを完全に無料化しているとか、そういうような形態もありましたけれども、一方では女満別の地域には列車があると、それを使うということで負担軽減にもなる、そこに町がかかわることによって、そういう生徒の募集対策にもつながるのではないかと。そのことを考えて、どちらを考えるかといった中で、私は生徒の確保対策ということも含めて、そここのところを走らせるということがいいのではないかと。一方で、生活路線バス、どの程度落ち込んでくるか、そのことについての十分な検証はしておりませんし、現在もどの程度の影響の要因になっているかというところまでの数字は持ち合わせておりませんけれども、例えばそういうところがマイナスになったときに、生活路線バスの補助金というのは私どもの町だけではなくて、あの路線を一体として管理する美幌町、大空町、網走市、さらには国や北海道などもかかわって、その経営の部分の支援を行うという形になっております。ですので、そういった部分がどの程度、多少はふえるということになっても、応分の負担を全体的な中でカバーをしていく仕組みとなっておりましたので、その中でカバーされることとのマイナス、プラスを考えた中では、やはり私は生徒対策の一つとして、そういうような部分の便宜を図るべきだということで決断をして行ったという経過にあります。

また、2番目の御質問でありますけれども、確かに御健康である方などについても免許を返納されるという方がふえてくるのではないかと、そのようにも思います。そのようなこともありますので、平成22年の6月に福祉タクシー券を全町に広げるというときに、75歳以上の方々には18枚、9枚の違いは、その所得によってありますけれども、すべての方々に対して、そういう機会を利用していただくという意味も含めて福祉タクシー券の内容拡充をさせていただいたということであります。先ほど言いましたように、それですべての溝が埋まって十分かという、まだまだではありますけれども、そういうようなものを意識しながら拡充についてはさせていただいたという経過がありますので、ぜひ御理解を賜りたい、そのように思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今回の答弁で、それまでのいきさつ、判断に踏み切った経過、よくわかりました。今聞いていても、私は地域交通アクセスは難しいなど、つくづく思っています。いい効果を得るためにやったこの交通システムが、逆に地域交通システムの崩壊につながらないように、そういう危険性があるのだらうなと思っています。その部分は、きっちりと認識していただきたいと思います。これには答弁は要りません。

次に、ダイヤモンド交通。これは答弁によると、ここら辺も積極的に検討したいということなのですが、これは1点目とちょっと重複する部分はあるのかもしれませんが。ダイヤモンド交通というのは、確かにうちも合併して人口割合から広い地域を持っています。だけれども、なかなか常時そこを、割と都会から比べれば少ない人口の中を、そこを行ったり来たりするのはちょっと財政的にも厳しい、そういう思いが私にもあります。ですから、このダイヤモンド交通については積極的に取り組んでほしいと思うのですが、やっぱり気をつけてほしいことはダイヤモンド交通を入れることによって、うちには先ほど説明がありましたけれども、民間タクシー会社があります。それとの整合性、これを気をつけなければ、当然先ほど言ったようにいいと思ったシステムが逆にシステムの崩壊につながるので、そこら辺は慎重に検討していただきたいと思います。それについてお考えをいただきたい。

それと、もう一つ、このダイヤモンド交通については1年でぼんと、はい、やりましたというわけにはならないと思います。交通システム、みんなそうなのですが、そこでやっぱり財源確保というのが必要だと思っています。今回、生活路線バスの補助金の部分にも当たるのだらうと思うのですが、平成23年、ことし305億円で地域公共交通確保維持改善事業というのが打ち出されました。これは柱3本立てです。その中に維持事業もあります。3番目に、交通調査事業というのがあります。やっぱり補助金をうまく活用するということで、これから調査検討という段階で、こういう補助事業もしっかり使うべきではないかと思うのですが、その点お考え伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、1点目でありますけれども、生活路線バスの補助金の補正予算などをこの議会に御提案をさせていただいております。これは、当然利用者が減ってきているという現状もありますけれども、この年度から、その事業の仕組みそのものが大きく変わったということがあって私どもも非常に危惧していて、いろんなところに課題として出させていただいておりますけれども、そのことによって地域の持ち出しがふえたという点もあることについては、まず御理解を賜りたい、そのように思います。

また、ダイヤモンド交通についてでありますけれども、例えば今役場の私どもと担当課の話の中では、来年度、試験的に一定の期間もしくは一定の場所で行うことができないだろうかというようなことについて、内容などについて検討しております。しかし、町単独で行うと、将来的にというような発想は私の中にはなくて、地域の民間の方々の交通の仕組みを使わせていただきながら、その中でダイヤモンド交通などというような方式がとれないのかということを今現在検討していかなければならないと思っております。ただ、試験の段階においては、場合によっては旅客運送法というのでしょうか、そういう法律に触れるような、そういう場面がありますので、工夫はしていかなければならないというふうな考え方もありますけれども、将来的に本格的に導入するときには、ぜひ民間の皆さんの力もおかりした中で仕組みをつくっていくということが必要ではないかと、そ

のように思っております。

3番目の財源の問題でありますけれども、美幌町が行っている調査がこれに類するものではないかと、今言われたものではないかと思っております。これは、平成18年に、当時立ち上げたときからその制度というものがあることについては承知はしておりました。それに乗るか乗らないかということであったのですけれども、その当時の議論のところの内容からは、その事業を入れて、あれもやらなければならない、これもやらなければならない、それもとどこからいえば、かえって補助事業で財源をいただいても、それにかなりのエネルギーと、さらには町の持ち出しもあると、それであれば単費の中で私どもが考えられるようなことのところで、まず考えてみようというのがあって、そのときには取り組まないというような形になっていたものかと思います。今後、検討していく内容がこの事業にうまく合致するかどうか、そこのところはもう少し検討しながら、その事業を取り込んでいくかどうかということについては考えてみたいと、そのように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

この案件でしょうか。

◇松田議員 はい。続けていいのですか。

◇議 長 はい。

◇松田議員 地域交通システム、うちの町が存在する限りは、これからも延々と、絶対に切り離せないものだと思います。そこで、やっぱりネットワークというのが当然必要になってきます。先ほど私は、何度か言わせていただきましたけれども、そのネットワークというのは町民と行政と事業者、ここを連携させないと絶対にうまくいかないと私は思っています。そこで、町民の方にも理解が必要です。すべて行政がやってくれと、こういうわけにはなかなかいかないと思います。平成23年度の当初予算においても、生活路線バスについては800万円余りでしたか、福祉バスについては600万円、スクールバスについては7,200万円、福祉タクシー券事業については500万円でしたか、それぐらいの財源がやっぱり必要なのです。ただ、その中で考えていかなければいけないのは、町民の方にもやっぱり責任を持って使ってもらう、知って使ってもらう、その知ってということが僕はすごく大事だと思うのです。よく旅行に行ったときに、案内所に観光マップというのがあります。町民の方も、こういうメニューがあって、どれを使って自分が当てはまるのかなというのをわからない人って結構いると思うのです。であれば、地域交通アクセスマップとしっかり地図をつけて、うちの町にはこういう機関があって、こういう人を対象にして、こういう路線を走っています。そういう案内マップをつくるべきではないでしょうか。そして、それが年寄りの方とすれば、電話帳の近くに何番、何番と電話をかけられる電話番号もちゃんと備えつけて、身近に感じられるように考えるべきではないのかと、私からこれ一つ提案して、できるかどうかちょっとお答えをいただきたいと思います。

それと、行政においても、やっぱり行政のマネジメントってすごく大切なのです。今回、平成21年の7月に行われたのが最後の検討会議と言っていますけれども、この交通は毎年毎年、少しずつ少しずつ、年代が変われば対応の仕方も変わってきます。アンケート調査一つとっても、今はいいけれども、5年先はどうなるかわかりません。自分でも責任は持てません。やっぱり交通アクセスは、生き物なのだと思います。そのときにやっぱり逐次逐次、1回やればいいのではなくて、検討会議は逐次やるべき、そうでないとしたマネジメントはできないと私は思っています。事業者においても、現場を回っている事業者が一番利用者と近い、いろんな声も聞く、そういう事業者も含めて町民、行政、事業者、これの連携をしっかりとっていただきたい。行政もその中で、どこの課がやるのか云々というのではなくて、全体で情報収集に努めていただきたい。それについて答弁を求めて、この質問は終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、1点目、ネットワークが大切ということはそのとおりかと思えます。実際には、行政で車両は持っていないながら運行などを委託している場合もございます。また、福祉タクシー券のように、民間の方々のものを使わせていただくという中で、助成制度のようなものもございます。そういうようなものについて、十分考えていきたいと思えます。

先ほど言ったマップができるかと、それはつくろうと思えばもちろんできますが、本当に必要かというのは、ちょっと私もまだ疑問な点がありますので、十分その点については検証といいたしましょうか、いろいろパターンを考えてみたいと、そのように思います。皆さん本当にスクールバスに乗ることを知らなかったり、例えば路線がどこに行くかわからなかったり、例えば福祉タクシー券があるということを御存じないのかどうなのか、ちょっと私にはまだどうなのかなと思う疑問もありますので、その点については少し考えさせていただきたい、そのように思います。

また、3点目のことについては御指摘のとおりかと、そのように思います。今後、先ほど開催をするという話をしましたけれども、恒常的にそういったものを運営していけるように体制整備を進めたいと思えますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 松田議員、この案件は終わりですか。

◇松田議員 ちょっと最後に一つ。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 わかりました。検討してください。

それで、簡単に一言、地域交通システムは、目的を持って町民の方が動くので、地域交通システムという施策にとどまらず、これは目的を持って動くから、やっ

ぱりそこにもいろんな施策の課題が見えてくると思うのです。当然、町長はそのことも理解しておられると思いますけれども、交通システムの施策で終わらなく、ほかの施策の課題も見つけるのだということを念頭に置いて、大切に進めていただきたいと思います。

終わります。

◇議 長 松田信行議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後１時とします。

休憩 午後 ０時０８分

再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第５、松田信行議員の一般質問を続けます。
４番、松田信行議員。

◇松田議員 次に、公共施設の電力使用適正化なのですが、ちょっとお昼を挟んで質問が重複したらごめんなさい。確認しながらやりますので、お許し願いたいと思います。

今回３１施設、調査に当たったということなのですが、その中で次年度に向けてはディマンドシステムの導入を考えていると説明がありましたけれども、その事例をちょっと挙げていきたいと思うのですが、確かにこのディマンド監視システム、東京都の狛江市というところで電力使用料１５％削減の義務化に伴ってディマンドシステムを導入したそうです。これは、担当課だけではなく、庁内の職員のパソコンにつなげて職員全体で節電の意識に努める、ある意味これは非常に効果があったという報告があります。また、それともう一つ、この節電に向けてですけれども、当町においても、これは公共施設ではありません。年度はちょっと忘れちゃったけれども、街灯の球をエバーライトにかえて節電という補助事業に乗かって、１，０００万円ぐらいの事業を行っています。途中経過なのですが、この街灯の節電においても女満別、東藻琴両方合わせて２０％いくらかいかないか、そんな進捗状況の中で、金額的にですけれども、１００万円程度の効果があったと、これも十分評価に値する事例なのだと思います。ぜひ、この節電については、先ほど東京の事例も挙げましたが、職員全体である意味つなぐということについては、やっぱり職場の仕事の見える化という、そういうことにつながるのではないのでしょうか。こういうマネジメントというのですか、これについてやるということですから、東京都のこの考え方について、町長のお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今、ディマンド値の監視モニターの関係で、２回目の御質問がございました。先ほど私、試験的に１年間限定で監視モニターを設置をしていると言った

ものが、そのダイヤモンド値というものを監視するものであります。今は試験的な形なものですから、担当している住民課の職員のところに、30分間の使用量がある一定程度の目標値を超えていくと警報が鳴るということで、今はそのところの警報が住民課にあって、住民課の職員が電話だとか連絡を入れながらほかのところの電力量を、不要なところでついていないかどうか、もう一度確認をしてもらうというような作業になっております。ある程度その効果がありそうだとということで、今、来年度の導入に向けて検討しております。本格導入をしている狛江市などの例を見ましても、また、本格導入に当たっては、今度は庁舎のことでもありますので、例えば総務でそのダイヤモンド値を超えるようなときの警報が鳴って、それを各課にいろいろいる担当職員でありますとか、場合によっては全職員に例えばメールだとか、それから何かの方法を決めておいて、そのことが出たらすぐほかのところの監視に当たってもらうというような仕組みをつくっていかねばならないのではないかなと、そのように思っています。また、本格導入をした場合については、その登録番号みたいなものをいただけることになります。パソコン上から各職員がホームページにアクセスをして、その登録番号というか、暗証番号みたいなものを入れれば、今、うちの町の職場の電力量がどのような経過で推移をして、今超えたとか、今低いところにあるとかというのが見えるような状況になります。今の試験導入では、そこまではいってはいないのですけれども、本格的に導入をするとそういうようなことが可能になる。それは担当課や各課に置く、狛江市の場合でいうと監視のモニターみたいのが各課にいるらしいのですけれども、そういう方だけではなくて全職員がそういうものの確認ができるということでは、意識を高めていく中でも必要ではないかということで、そういうものを導入をしていきたいと、そのように思っております。

また、過去に交付金などを使わせていただいて庁内の水銀灯をエバーライトにかえるということで、先ほど議員が言われたような効果もございました。今、すべてがかえられているわけではありませんので、順次更新時期などを例えばとらえながらかえていく、もしくは先ほど冒頭で申し上げましたように更新時期というものもありますけれども、やはり社会的な使命もあるだろうということをもって電球などのLED化だとか、そういうようなところというのは順次進めていきたいと、そのように考えて今後の予算編成などにも当たっていききたいと、そのように考えておりますので、今後ともそういう視点でもって御指摘またいただければありがたいと、そのように思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 次の確認も含めて質問なのですが、今、答弁の中に逐次検討してというお話がありました。その検討は必要なのですが、検討の体制、先ほど説明していただけたのかどうなのか、例えば31施設やったのですが、やっぱりこれは、ほとんどが人感センサー、それから個別スイッチ、それからHf方式、それからLEDなどの効率的なものにかえたらいいですよという評価を得ていると私は認識しています。ただ、やっぱり一遍にどんとこれもやれるわけではない、逐次どの課のどの施設が優先するのかという、そういうやっぱりマネ

ジメントが必要になってくるのですけれども、このマネジメントというのはどうなのでしょう。考え方としては、各課それぞれで対応しなさいという考え方なのか、それとも先ほど言った総務課で逐次そういういろんな優先順位を問いかけて決めるのか、こちら辺はどうなのでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の段階では、各課において対応させていると。先ほど所管課がこういうようなことでやる、例えば投資が必要な部分でいえば、人感センサーを設置した場合については、これだけ効果が出るというようなことになっております。そのほか、契約行為だけで契約の変更などでもって節電ができるというようなものもありましたけれども、投資の必要なものということについては、とりあえず住民課が各担当課に指摘をして検討を促していると、今時点でいうとそういう状況であります。私が今回予算編成方針の中でもそういった省エネルギーということについては、今までは基本的なスタンスとして買い換え更新のある時期に切りかえていくというようなスタンスでございました。しかし、ことしの震災のこと、また、全体的なエネルギーのこと、非常に国民の関心が高まっている中であって、公共団体としてそういうものに順次早期に切りかえていくという使命があるのではないかと、そのようにも感じております。ですので、場合によっては在庫がある部分もあるかもしれませんが、それがあってもかえていくというようなことにしていかなければならない、そういう側面もあるのではないかと考えております。ただ、今の時点では具体的にこういう基準でもってかえるというところまでは持っておりません。今後、ことしの予算編成の中でそのあたりの状況などを担当課からしっかり聞いて、私は判断をしていきたいと、そのように考えておりました。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 いずれにせよ、これは各所管課にまたがっていることなので、施設も、そこら辺はマネジメントというか、そこら辺はしっかりした体制で継続的に臨んでいただきたいと思います。

そこで、いろいろ設備をやるとなったら、これまたどうしても財源がかかるのですけれども、ここでちょっと私も不確定な部分があるのですけれども、最初の投資に負担がかからないように、かつ節電において浮いたお金で返済をしていくという考え方なのだと思うので私は理解しているのですけれども、ESCO事業というのがあります。これは、町長も多分知っていると思います。そこで、やっぱりこういった事業も積極的に活用していくべきだと。このほかにいろんな事業があるかもしれませんが、こういう事業を積極的に、今これなどなんかは国の国土交通省で平成20年に改定をして、このESCO事業をやっているみたいです。また、国の考え方を受けて、これを北海道では北海道経済産業局で受けて今検討をしている、やっているところもあるみたいです。ただ、これが行政の庁舎というか、行政、自治体にかかわるかどうかは、ちょっと定かではありま

せん。ただ、そんな中で札幌市が今その推進の核となって取り組んでいるみたいです。ぜひ、いろいろアンテナを出してこういう事業も検討すべきでないかと思うのですけれども、ちょっとお考えをお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 E S C O事業といいますのは、建物がございます。そのビルのオーナーが、そのビルを省エネモードに改修をしたい、また、いろんな節約行為、契約の部分も含めてかもしれませんけれども、節電モードに切りかえる、そういう仕事をしたいと思ったときに、やはり当初大きな初期投資がかかる、それを抑える方法はないかということでき上がった事業だというふうに思います。E S C O事業者という事業者の方々がいます。その方々は、その建物に対する光熱水費の節減、エネルギーの節減などについていろいろ提案をしたり、事業改修を行う、そういう総合的な事業者の方々が登録されていらっしゃる。その方々の提案に基づいて、一つのビル会社のそういう改修を行う、当然、そのところで光熱水費の額が何%か低減になる、その額、さらには国からの一定程度の補助金の額をもって改修などを行ったE S C O事業者の方々に一括で、もしくは5年から20年間の間の分割でお支払いをするということになる事業かと思います。ビルのオーナー側から見ると、何のメリットがあるかと申しますと、最初に初期投資は要りません。そのことによって、今まで毎年1億円かかっていた光熱水費が改修を行うことによって、例えば8,000万円で済みますと、その2,000万円分は一定の年数で払わなければならないのですけれども、その2,000万円はE S C O事業者といって、改修をした側の方々にお支払いをするということになります。それで、一定の期間が過ぎれば、その差額分というのは今度はビルのオーナー側のメリットとして戻ってくるというようなことになる、そういう事業かというふうに思っています。ですので、E S C O事業者と言われるそういう改修する方々からは自分たちの仕事としての工賃といいたいでしょうか、その部分もあります。それから、何年間か節減を果たした、自分たちの努力によって節減を果たした光熱水費分の支払いを受けるというメリットがあって、先ほど言ったように、ビルのオーナーは初期投資がない中でビルを省エネモードに改修ができるというような事業になっているようであります。それで、現在女満別空港ビルにおいて、この事業の導入について検討をしているということでございます。当然、公の部分が対象になるかということで調べてみましたところ、公共施設などもそういった事業の対象になるということでありますので、例えばこの役場庁舎などもそういった改修を行うということであれば、対象にはなってくるだろうと、そのように思っております。

しかし、ここからなのですけれども、空港ビルでいいますと、おおよそ年間に5,000万円の光熱水費がかかっていると、今のE S C O事業者からの提案の内容では約十七、八%、約900万円ぐらいの低減が図られそうだというようなことになっております。それを10年ぐらいの間での償還に合わせるといいうようなことで、いろいろ検討がされているようであります。なのですけれども、当然、E S C O事業者の側から見れば、いろいろな改修をやって、そこからどの程度の

低減が自分のほうにメリットとして入ってくるかということがあります。先ほど言いましたように、空港ビルでの例を一つとりますと、９００万円程度、例えばそれが１０年間ＥＳＣＯ事業者を支払われる額になるということは９，０００万円です。ですから、改修をやったときに、当然９，０００万円以内でおさめておかないと、ＥＳＣＯ事業者の方々にとってはメリットがないと。国から一部ＥＳＣＯ事業者に補助金が入る場合もありますので、その部分を差し引いて、さらにメリットとしてなければならないということになります。私どもの役場も建てて２６年たちますけれども、この役場でいいますと、光熱水費のうち暖房費に係る、ほかのところでは灯油代などは、今現在かかっていない状況にあります。そういった中で、このところをどの程度節減することが可能かと、例えば同じように２０％低減をしたとして年間１００万円浮きます。その１００万円掛ける先ほど言った２０年、最長でも２０年ですから、２，０００万円の工事などの範疇で改修ができるかどうか、そこはＥＳＣＯ事業者の方々が、その建物なり省エネに切りかえるときにどこまでできるかということ判断するターニングポイントだというふうに思うのです。その中で、本当にこの庁舎がそういうものに該当するのかどうかということで関係するところにもいろいろ聞いてみたいと、そのように考えております。先ほど言いましたように、今役場庁舎を一つ例にとりましたけれども、ほかの施設などいろいろ大型のものもあります。どの程度の光熱水費などがかかっているかということについて、その部分もいろいろ検討してみたいと、そのようには思います。

一方で、先ほど言った事前の調査事業の中で、契約を変えるだけで５０万円下がるなどということもあります。そういうところ、せっかくのものでありますので、そういうようなものを片方では順次順次進めていく中で効果というものも出していきなと、そのように考えているところでございます。また、この事業につきましては、何か機会がありましたら、もう少し詳細に私どもも情報収集をして、皆さん方に御提供できる、そういう機会を設けてまいりたいと、そのように思いますので、これからも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 ４番、松田信行議員。

◇松田議員 説明をいただきました。もし、そういう整合性があるのであれば、積極的に取り組んでいただきたい、私からもお願いしたいと思います。

最後ですけれども、今回この質問するに当たって、私はいろいろな資料などをいただきましたけれども、正直なところの感想を申し上げたいと思うのですけれども、この公共施設の電力適正化、この事業２００万円かけてやりました。そして、この調査の結果が出たのが、ことしの３月です。結果は、もう３月にはわかっているのです。今は、もう１２月です。予算編成に間に合うのでしょうか、これ。町長査定で、多分そこら辺は町長は理解するのだらうと思うのですけれども、正直言って取り組み方も、この３月からここまでの間にきちんと議論、担当課がいろいろありますけれども、この事業に対しては、ここで煮詰めておくべきものではないのかなというのが正直な感想です。そこら辺について町長は、どう感じ取られておりますか。御意見を伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 その点に関しましては、松田議員の言われるとおり、全くそのとおりだと、そのように思っております。私自身が十分指示せず、ここまで、予算編成まで延ばしてしまったと。本当は随時の取り組みというようなものは、3月に出た後、4月から今までの間、取り組めるものというのは随時あったと、そのように大変反省をしております。この場をかりて、そういった取り組みがおくれておりますことに、おわびを申し上げたいと思います。今後、予算編成が今並行して行われております。そこのところでなるべく早く新年度予算に計上するものは計上する、しかし先ほど言ったように、予算だけの問題ではなくて現計予算の中で取り組めるものもございします。あすからと言わず、きょうからそういった取り組みを進めて、今年度中に解決できるものは随時行ってまいりたいと、そのように考えてございます。御指摘をいただきまして、大変申しわけございませんでした。ありがとうございます。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 1時20分

平成 2 3 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成23年12月20日
- ・ 開 会 平成23年12月20日
- ・ 閉 会 平成23年12月21日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成23年第4回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、10番、小島一弘議員及び11番、田中勝吉議員を指名いたします。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を行います。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の議会提出議案書は、本日お手元に配付しております。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号から認定第9号

◇議 長 日程第2、認定第1号 平成22年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

本件は、平成23年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、近藤哲雄議員。

◇決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会における審査の結果について、御報告いたします。

議会関係議案書1ページ及び3ページをごらんいただきたいと思います。平成23年第3回定例会において当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第1号 平成22年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成22年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成22年度大空町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成22年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成22年度

大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成22年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成22年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成22年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての9事件であります。

去る10月28日、当議会議事堂におきまして審査のための特別委員会を開催し、町長を初め関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第9号までの9事件すべて原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第76条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第9号までの9件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから認定第1号 平成22年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件を一括して採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第9号までの9件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。この9件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成22年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 同意第3号

◇議 長 日程第3、同意第3号 大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第3号 大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第66号

◇議 長 日程第4、議案第66号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

橋詰住民福祉課長。

◇住民福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第67号

◇議 長 日程第5、議案第67号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第68号

◇議 長 日程第6、議案第68号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福田産業課長。

◇産業課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第69号

◇議 長 日程第7、議案第69号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福田産業課長。

◇産業課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、品田好博議員。

◇**品田議員** 朝日ヶ丘公園においては、5年間の指定管理者制度のもとで管理、運営をされてきたわけでありますが、この5年間の運営の評価といったものが、どのようになされているのか。利用料の売り上げの実績、指定管理者による運営効果、また、利用者のニーズ、とりわけ評判はどうであったか等々、評価等についての参考資料、分析等が開示されていない点について、若干残念な側面があろうと考えております。参考資料として明らかにすべきではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

平成23年度予算の指定管理委託料が1,207万2,000円であります。平成24年度から平成29年度までの基準額算定表においては、1,288万4,000円と80万円程度上回っておりますが、どのような理由があるかをお聞きしたい。

また、トラブル等、多くのクレームの根本的な問題は、どこにあったと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

◇**議 長** 福田産業課長。

◇**産業課長** パークゴルフ場の利用実績につきましては、過去5年間の中でのピークが平成20年でございました。利用者が1万5,770人ということでございまして、その後年々、利用者の数が激減ではないのですが、微少に減ってきてございます。それに関しましては、近郊に同様の施設がオープンしたり、また、近年の高温多雨と申しまししょうか、天候状況によっても減ってきているのかなというような評価をしているところでございます。また、大空総合管理協同組合につきましては、5年間、大変広大な敷地の管理をしていただいたなど。そしてまた、利用者のために、芝生も他のパークゴルフ場よりも管理がなされているというような評価をいただいているというふうに思っているところでございます。

それから、いろいろな不特定多数の方が利用をされるということで、大なり小なり苦情があったり御意見をいただいております。その対応につきましては、一次的には指定管理者であります大空総合管理協同組合が行い、その後、両者納得がいけない場合は行政のほうに報告がございまして、私どもは中立の立場でその問題を解決してきたところでございます。

それから、指定管理料でございすけれども、平成24年度からは4%の事務費をみるということでございすので、それプラス芝管理と若干の部分が増額になったというところでございす。

◇**議 長** 1番、品田好博議員。

◇**品田議員** 正直申し上げまして、町民の大方の評価とは、全く逆行しているような評価であるなど、スタンスからまずもって違うのだらうなということでありますので、それ以上のことは、今お聞きしても大した出てこないだろうと、そんな気がしております。基準額においては、ちょっと話が聞こえておりませんが、80万円の理由というものはどうだったのかというのは、経費の増ということで結構だというふうに考えておりますけれども、平成23年度の売り上げが150万円、そこまで落ちた。利用者も大幅に落ちた。そういう結果が出ているようでございすけれども、これは評判以外何物でもない。

今、産業課長は芝が他町村と比べて良好だなんて、どっから出てくるのか、考えられない実態で、ことしなんかは最悪でした。そういうことを、つらつらと簡単に言うことが、もうすでに認識がずれていると、認識の乖離が余りにも激しすぎるのではないのかなという気がしております。そういうことで指定管理者選定委員会というものがあるらしいですが、どのような評価があったのか、評価表があるのかどうか、それについても不明瞭。簡単に言えば、利用者の皆さんに直接アンケートをとったほうが、はっきりしていいのではないのかなというぐらい思っております。

私も昨年の9月に、町長に指定管理者制度の成果等についてただしたところでございますけれども、そのときの答弁とそう変わっていないなど。その後、何ら改善がされていないどころかトラブルの連続。悲鳴に近い、スポーツ団体のコミュニティーの崩壊、朝日地区地域住民のコミュニティーも脅かしている、そういう事実をずっと見逃しているのではないのか。そういうことに対して、問題提起をさせていただいたところでもありますけれども、5年間にわたって、ほとんど解決がされていないで今日にきている。逆に、議会の中の内容について、大変町民の方は興味を持っておられまして、もうすでに市中では決まったと、更新をされて決まったのだと。どうにもならない、また、やめると言っているけれども、やめないとも言っている、そういうふうなうわさも出ていますのでございます。そういう不安の中で、こういったことが提示されているわけですが、重要な参考資料というのもない、産業建設常任委員会の皆さん方には迷惑でございまして、議会としての対応のための参考資料を閲覧だけでは済まされない問題でありますから、そういう姿勢を持ってもらいたいという気持ちでいっぱいあります。町長、何かありましたら、御答弁いただければと思いますけれども。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 御指名でございまして、答弁をさせていただきたいと思います。いろいろな課題があるということについては、私自身も承知をしております。どこに問題があるかということでもありますけれども、私なども両者のいろいろな状況などを聞いた中では、まず一つには、御利用をいただく方のマナーの問題、そういうものもある。また、当然指定管理者となっていたものの対応というものが不適切であったということもある。ということで、その都度、そのようなお話を両者にさせていただいて、今日にあるというふうに思っております。芝の関係につきましては、5年間全体を見た中で、いいときももちろんありましたけれども、雪解けの雪の拡散をするに当たって、傷めてしまって大変苦慮をしたという年もあったと、そのようにも思っております。そういうような中で、指定管理者選定委員会がございまして、その中でも当然議論をし、また、所管の委員会にもそういった内容についても御報告を申し上げ、また、御意見も多数いただいているということも承知しております。そのことを今の指定管理者などにも十分に伝えて、そういうようなことの改善ということも図ろうというようなことで、させてきていただいた経過にあります。

また、資料の提出の仕方につきましては、私どもと議会とある一定の約束の中で提示をさせていただいております。その約束に基づいて提示をさせていただいている部分かというふうに思いますので、もし今後、そのやり方が不都合だと、もう少しこう

いう改善が必要だということであれば、いろいろ御協議をさせていただいて、その中で決めさせていただきたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 今、お話を聞きまして、残念だなという気持ちでいっぱいであります。これは、産業建設常任委員会の中でも委員の御発言にありましたとおり、サービスを与える者とサービスを買う者という間の基本的なことだと思います。簡単に言うと、お客様と売り手側の関係と同じです。並列に考えているところに間違いがあるのです。そういう認識が、まだわからないというところから問題が直っていないということなのです。パークゴルファーの皆さんは女満別だけでなく、いろんなところに行きます。逆に、御迷惑をかけて歩いています。逆に、我々も、いろんな方を来訪者として求めて、いろんな要請をしていく、何なりと迷惑をかけるものです。文句も言います、また、言われます。それをまともに聞いて、その都度使用許可の乱用をして、クローズを宣言したり、それについて謝らなかったら使わせないぞ。仕方ないから謝った。謝ったのだから、使用を認めたのだから、いいのではないのか、お互いさまだ。そういう結論を何度も繰り返しているのです。だから、直っていないのです。私は20年間、会員を務めていました。ずっと見続けています。ほとんど生き証人と言って、いいくらいです。そういう認識がない。一般質問のときでも、屋根のかかったところです。そこに重機が置いてあって、ほとんどサービスができなかったが、町長が対応をしてくれました、やっていただきました。大変ありがたく思っております。でも、一部の同僚議員からもうかがかという話もありましたし、だけれども、私はサービスはサービスだということをお願いをした経緯があります。しかしながら、あの質問以来、今日工事が終わるまで、ほとんど同じ状況があったのです。私は、ほとんど行っていません。しかし、私の自宅に写真が届きました。品田さん、全然直っていません。A4版です。写真つきで、私のところに送ってきた人がいます。私に何を期待しているのかな。私も十分言ったけれども、届かないでいる。そういう切ない気持ちであります。何回も言われてきている案件であったにもかかわらず、なおかつ同じようなことを繰り返す。これでは、指定管理者制度の根本の問題に危惧せざるを得ない、ガバナンスがないとしか言いようがないと、私は考えております。他町村で、どこへ行ってもこんなことありません。これは拒否です。どこの町に行っても、はっきり言われます。おたくらに行きたくない。私も指導者の資格を持っておりますので、いろいろなところに行って、ごあいさつをさせていただきますけれども、本当に切ない気持ちでいっぱいです。品田さん、悪いけどあなたのところへは行きたくないから。あなた、何をやっているのさ。もう行けなくなりました。町長杯と3町合同の議会の懇親会だけです。あれほど好きだったものが、一切行かなくなりました。兄もそうです。でも、行けば必ずそのうわさにさらされる。余りこういうたわいのないことだと思いますけれども、切ない気持ちでいっぱいです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 工事のときに車両が置いてあったという関係については、一体どのことを言

われているのか、私はちょっとわかりませんでしたので、もしよろしければ、補足で御説明をいただければ、ありがたいと思います。

先ほど、私は冒頭に1回目の御答弁で申し上げましたけれども、確かにいろんなトラブルがありました。先ほど産業課長からも答弁いたしましたように、その実状ということについて、どちら側の方からお話をお聞きするという立場で、私どもはいろいろ今までも対処してまいりました。一つだけ、一方側のといいましょうか、例を申し上げますと、例えば大会がある。その日の朝、本当は時間が決まっているのだけれども、大会があるので朝早く来て、あそこのところで管理人が来る前に使われていたというような事例がございました。あその場所は周りに人家もありまして、そのところから朝早くのパークゴルフ場の使用については遠慮をしてくれと。私どもは、まだ寝ている時間帯でもある。そういう中で、あの場所にパークゴルフ場を設定して、そういうルールづけをさせていただいたこともあります。その中で、町外の方がお越しいただいて、やったということでトラブルになったという事例などもありました。品田議員は、それでもサービスを提供する側だろうというようなことで言われましたけれども、確かにそうであるのですけれども、今言ったような場合においては、やはりその施設のルールというものがあります。その後の対応のいかんということについては、いろいろあって行き過ぎているというようなこともあったかと思います。しかし、そのもともとの原因というのは、例えばそういうところにあった、そのことについては今後御遠慮願いたいというようなお話、そういうものを一つずつ解決といましようか、お話し合いの中で現在まで来ているところにございます。そうは言いながら、今言ったようなこと、まだまだ十分ではなくて、御指摘を受けることということも多い部分がありますが、私どもとすれば、より多くの町民の方に、また、町外からもお越しいただかなければならないという現実がございます。決して、指定管理者だけにそのことを任せるということではなくて、町も率先をして、トラブルのないような中で運営ができるように、これからも努力をしてみたいと、そのように思っております。決して、このことを軽んじているわけではないということについては、ぜひとも御理解を賜りたいものだ、そのように思っているところでございます。

以上、ちょっと私のわからなかったところもございまいしたので、御答弁とさせていただき、また、変な形で御質問となってしまうかもしれませんが、以上申し上げます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 もう一度ということであれば、何度でも御説明したいなと。壁のない屋根だけのベンチのところがあります。いつの間にか、5年の間にあそこに重機を置くようになって、ほとんど占有させていると。それで、町長に認識をもってもらえれば。9月の会議録。これを見せれば、一番わかると思います。それについては、すぐ対処するからということであつたけれども、されていないそうです。私も残念ながら、されているかどうか見に行けませんでした。ところが、私が質問した経緯がわかっていた人でしょう。品田さん、質問したけれども何にも変わっていない。それと、役場に文句を言えば、情報が流出してしまい詰問を受ける。そういうことがあるのです。私自身がそうでしたから、町長。すぐ本人にだれが何を言ってきたか、全部通じている

のです。私のところにも、相当な圧力で電話が来たりしました。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時10分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第69号の議事を続けます。

山下町長。

◇町 長 まず、あそこの管理車両などが、あの場の、あずまやといいたいまいしょうか、そこに設置してある問題については、利用者の方々に大変御不便をかけていたことと思います。当初、十分な管理機具を収納するような、そういう場所、施設がないというようなことから、結果的にあずまやの中に置くというような形をとらせていただきました。そうしますと、利用者の方々の休憩の施設などがないということで、便宜的にスーパーハウスなどを設置させていただいた経過にあります。しかし、それも暫定的なことで、何とかあそこにクラブハウスをという協会の方々、利用者の要望などもありましたので、後年次とはなりましたけれども整備をさせていただき、あわせて機械機具を収納する倉庫といいたいまいしょうか、そういうようなものについては、従来バク(馬)が入っていたが亡くなった関係もあって、使用していない施設を改修して、そちらに収納をするというような形をとらせて、一遍にはいきませんでしたけれども、順次そういう形で整備を進めさせてきていただいているところでございますので、御理解を賜りたいと、そのように思います。

また、先ほど言われておりました、職員がそういった秘密といいたいまいしょうか、得た情報を個人的に流しているのではないかと。私が思いますのは、確か2年前ほど前の事例ではないかと、そのように思っております。そのときに担当職員にも、その時点でそういうようなことの疑惑を指摘されているという話で、私もその職員に改めて事実などについて、私自身が確認をいたしましたけれども、一切そういった事実はないということでありました。私は、そういったものを信じております。そういうことで、先ほど言った、いろいろなやりとりの経過があります。当然、今御指摘をいただいたことなどについても、事前に常任委員会の中で、それに類する御発言なども多数いただいております。私もそれを真摯に受けとめなければならない、そのように痛感をしてございます。私自身、そこには同席しておりませんでしたけれども、逐一、一つ一つの御意見について、てんまつとして上げられておりますので、確認をさせていただいたところでございます。議員の言われる主旨などについても、十分かどうかは個人の思いの違いというものもありますけれども、私なりに受けとめて、今後も改善できるように努力をしてまいりたい、そのように思うところでございます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 町長自らが確認をして、ないということなのであれば、時間を設けて考えさせていただきます。そういうことになると思います。今、それを初めて聞きました。否定をしているということであれば、事は大きくなります。私は、そういうことで言ったつもりはないですけども、町長がそうおっしゃるので、私もここまで言った以上引き下がるわけにはいかないわけです。その本人が否定をした。その人間が、私の言うことと町長の人々が一致しているかどうか、これまた確認をしないとわからないわけです。私は、だれも名前を言っていない。そういうことになります。そういうことで、長い時間話してもしょうがないですから、私は役員のときに大空総合管理協同組合の理事長であり、私どものスポーツ団体の会長でもありましたけれども、苦悩の色ありありで発言なさったことは、未だに記憶にありますし、今新しい役員も同じように言っております。決して、私どもがひまわり展望台と一緒に抱えてやってくれということではなかった。役場からの提示で、そういった形で指定管理者を運営せざるを得なくなったのだけれどもという苦悩の色です。ですから、我々には一向に処置でなきいのだと。これが原点なのです。だから、一生懸命かばおうとせざるを得ないのではないのですか。そういうふうに感じさせる場面ばかりじゃないですか。みずからが仕掛けた指定管理者制度であるわけだから。ただし、受け取った側は、本当はそれだけのあれではなくて、違うものも入っているのだと。ヒマワリの管理もある、観光の展望台もある。ところが、ふえていたということは認識しているのですね。そういうふうにおっしゃっていました。そういう苦悩もあります。ですから私は、大空総合管理協同組合を一刀両断のもとにというだけではないのです。役場側のそういう考え方も非に値するのではないか。それが5年間の精算をつけたときに、産業課の主幹ではないですけども、はっきり、すっきりした形でと、こういうふうにてんまつ書に書いてありますけれども、どういうことなのですか。そういうことをきちっとして、それをしっかりとした協定書の中でやっていくという形で進まなければ、また同じことになっているのではないかと言われたら大変ですよというのが主旨であります。5月になったら、また変わらなかった。これは大変な不信感になります。何一つ確定ではない要素で走っていつている。事実、展望台の管理もしてらっしゃって、委託の芝の管理人にも従業員として入っています。そういうことも事実として知っておられるのか。上はやめたけれども下は入ってくるという形は、当然あり得るわけです。そういうことを市中では、うわさになっているよと。私はこの事実を、私の知り得た情報ですから役場には言っておりますけれども、そういったことが、どんどん入り込んできている。恐怖感です。何かにつけてクレームをつけられて謝らせられる。ところが、役場は謝ったのだから、罪を認めたのだという解釈の仕方。そういうことなのです。

以上、質疑は終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど御答弁を申し上げましたけれども、私が思い立ったことではなかった

かと思って、御答弁を申し上げました。しかし、よくよく考えてみますと、具体的な名前だとか、何かがあってそのことについて言われたものではない、違うのではないかなと言われれば、確かにそのとおりかもしれません。また、今の御質疑などもお聞きをしておりますと、具体的なお話に至っていないと。また、私がここで何か申し上げて、それとこれとは違うのだというふうに言われても、私もなかなか難しいお話になりますので、今言われた中で一つ、かばうというようなお話がありました。これは、指定管理者であっても職員であっても私自身であっても、そういう発想というのは私自身は持つてはいけないものだ。いいものはいい、悪いものは悪いと、どういう状況があるかということについては、その穏便に済ますとか、かばうとかというようなことの対処をするということは、行政としてはいけないことではないか、そのように感じております。そういった考え方に至らずに、今後も対処するというような気持ちをしっかりと持っていきたいということについては、ここでお話を申し上げたいと、そのように思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 関連して、産業建設常任委員会で随分議論がされてきた経緯がありますので、あまり言いたくなかったのですが、ちょっと気になる答弁があったので、担当課長のほうから、いろんな問題が出てくると現課として中立的な立場でというような発言がありました。産業建設常任委員会の中でも、いろいろと議論があって、中立ではないのです。当事者なのです。ですから、その扱いについては、十分考えてもらわなきゃいけないという主旨の発言があったと記憶しているのです。産業課長の発言を聞いてみると、中立で自分は第三者にいて、何か紛争が起きたら、それを処理するみたいな言い方に聞こえるのだけど、あくまでもサービスを提供している指定管理という形態をとっているけれども、これは町のサービス業務なのです。ですから、中立という表現は穏当でないと思いますので、もう一度お尋ねします。中立なのですか。

それと、2点目。もう少し具体的な説明があってもいいなと思っているのです。産業建設常任委員会の中でも、いろいろと議論がありました。今、同僚議員のほうからもちょうと出ましたけれども、契約のあり方、契約の文言の中に、このトラブルが今後も起きないようにするためには、どういうふうに整理をするのか。あるいは、協定書でどうするかという議論もやったはずです。ですから、その辺についての考え方をきちっと示して、同意いただきたいという説明をしなきゃ、皆さん納得しないでしょ。この2点にわたって、担当課長に聞きたいです。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 今、御質問のあった中立と申し上げましたのは、事実を知ると。偏見の目で見るとはなくて、本当にその原因はどこなのかということをしきりと私どものほうで確認をしてというような意味合いでございます。

それからトラブルの対応につきましてですけれども、来年の4月1日からでございますけれども、今、その中でトラブルに対するマニュアルづくりもしておりますので、

その中で指定管理者であります大空総合管理協同組合と協定の中で、うやむやではなくてきちっとした形で、そんなマニュアルの中でのきちっとした対応をとっていきたいというふうに思っています。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 産業課長の言うとおりの、主旨はわかりました。客観的な立場に立ってという意味で、事実を明らかにするためということですから、中立という言葉は適当ではないということは自覚されたのだろーと思います。あくまでも、クレーム処理をする対象の方は住民だったり、町外のお客様なのです。ですから、それに対する基本姿勢は、誤らないようにということで再度申し上げておきたい、このように思いますので、中立という言葉はやめたほうがいいです。

それから、協定書、その他にうたうということでもよろしいのですが、これもまた踏み込んで申し上げますが、管理をしている展望台ひまわりについては、もうすでに使用許可は申請が出ておりませんので、経年的には展望台ひまわりは解散と聞いておりますから、その関係の問題は出てこないはずなのです。出てこないはずですから、指定管理者である大空総合管理協同組合のほうで後は判断をする問題ですけれども、今答弁があったように住民から多くのクレームが、あるいは町外の利用するお客様からのクレームが起きない仕組みをきちっと進めていただくようお願いをしないと、皆さんが気持ちよく同意できないですから、そういう整理をしたいと思いますので、もう一度確認をします。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 今、私どもで進めておりますのは、危機管理マニュアルというのを作成しているところでございます。本日の御意見も踏まえまして、町民が楽しく使えるような施設に、これから私どもも指導をしていきながら、邁進したいと思っております。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(挙手する者あり)

今、品田好博議員から討論のことがありました。それで、これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言者の発言を許します。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 討論をさせていただきたく思います。質疑の中であったように、議会にか

かるには乏しい資料の上に、過去５年間、毎年のようなトラブルの発生。改善されるような気配が見られず、町内外からのクレーム等から見ても管理運営者のガバナンスがないと断定せざるを得ないと思います。この問題は、昨年の９月定例会において、一般質問の中でしたところであります。原因の究明がなされているとは思えないのであります。これだけの売り上げの低下、利用者の減、どれをとっても管理者の能力を疑うものであります。これ以上の町内外からの批判の中で、行政側においても一切の責任がないとも思われなないと考えます。産業建設常任委員からも述べられておりますが、原点に立ち戻って、一から出直してもらいたいと考える次第であります。スポーツ団体においては、解散の憂き目、何度もそういう組織崩壊の危機を乗り越えてきておりますが、また今年度も大変悩みの大きい時期を迎えているようであります。人事の介入までしてきているという事実も、見逃せない大きな理由であります。このまま放置することは、議会不信にもつながりかねないものであります。議員の一人として、看過することはできません。ここに反対の意思を表明するものであります。討論よろしく申し上げます。

◇議 長 次に、この議案に賛成の方はおりますか。
８番、深川昇議員。

◇深川議員 議案第６９号 指定管理者の指定についての賛成討論を行います。申請者、現行指定管理者においては、管理運営上の問題、指摘事項があることについては事実であります。しかし、指定者並びに所管課において契約時、また、期間中、管理指導の徹底、さらには連携することにより、この問題点については処理できるものと判断をいたします。地元企業育成の観点からも、賛成をするものであります。
以上です。

◇議 長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 これで討論を終わります。
これから議案第６９号 指定管理者の指定についてを採決します。
この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立)

◇議 長 起立多数です。
したがって、議案第６９号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第７０号

◇議 長 日程第８、議案第７０号 財産の処分についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第70号 財産の処分についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号 財産の処分については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第71号

◇議 長 日程第9、議案第71号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第71号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第72号

◇議 長 日程第10、議案第72号 大空町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第72号 大空町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号 大空町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第73号

◇議 長 日程第11、議案第73号 大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 私の年来の提案でありました指定管理ができる条例ということで、私も賛同の意を表したいと思いつつ、ただちょっと気になる点がありますので、わかる範囲内で教えていただきたいのですが、言わずもがなのことなのですが、あそこの使用施設、

設備においては、焼き物関係が夜中も使えるというようなことで、以前あそこを開設したときに、そういうことが条件で決めたという経過がある。この条例をここで午前9時から午後9時までというふうにうたった場合、第7条第2項の「16日間継続して使う場合」の中に含まれれば問題はないのかもしれませんが、その辺の交通整理は条例上どうなっているのでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 説明不足で申しわけございません。第4条の第2項で「教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず開館時間を変更し」とございますので、その中で整理をしていきたいと考えてございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 それで了承したいと思っておりますが、指定管理者を置いた場合に開館時間を変更し、または臨時に開館もしくは休館することができるという規定で救えるのですけれども、管理者として指定管理者に、これから決まることですが、受託、指定管理を受ける団体、もしくは業者がこのことができるのでしょうか。そういう契約をうたえば、相当指定管理料が人件費、その他で増大するなという危惧があるのですけれども、その辺は十分内部で検討されて、それでいけると、こういうことでしょうか。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 現在、指定管理者に指定する団体については、内部で協議はしておりますけれども、この辺につきましても十分協議をした上で、解決したいと思っております。よろしく御理解いただきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第73号 大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第74号

◇議 長 日程第12、議案第74号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松野学校管理課長。

◇学校管理課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第75号

◇議 長 日程第13、議案第75号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 平成23年度大空町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 平成23年度大空町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第76号

◇議 長 日程第14、議案第76号 平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第77号

◇議 長 日程第15、議案第77号 平成23年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

日下福祉課参事。

◇福祉課参事 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 77 号 平成 23 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算
(第 2 号) を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 77 号 平成 23 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予
算(第 2 号) は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 発議第 11 号

◇議 長 日程第 16、発議第 11 号 環太平洋経済連携協定に反対する要望意見書を
議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
8 番、深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第 11 号 環太平洋経済連携協定に反対する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第 11 号 環太平洋経済連携協定に反対する要望意見書は、原案
のとおり可決されました。

◎日程第 17 報告第 14 号

◇議 長 日程第 17、報告第 14 号 平成 23 年度定期監査報告についてを議題とし
ます。

監査委員から、平成２３年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員（監査報告）

◇議 長 これで、平成２３年度定期監査報告については終わります。

◎日程第１８ 報告第１５号

◇議 長 日程第１８、報告第１５号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員（例月出納検査報告）

◇議 長 これで、例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 第４回大空町議会定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げたいと思います。今年の秋、１１月は暖かい秋かと、そのように思っておりました。しかし、１２月に入り、寒さも段々と厳しくなっておりまして、昨日の朝、そしてけさほどは大変厳しい冷え込みとなったところでございます。今回の議会の中でも、厳しい御意見をいただいたものと、そのように受けとめております。きのうの一般質問の中からは、従来でありますと来年度の予算に向けてというような言葉もつけていただく部分がありましたけれども、きのういただきました一般質問からは、直ちに、あすからでもというような御意見をいただいた部分がございました。あすからと言わず、きょうから、この議会終了後、ただちに課長職を集めて、その対応などについて話し合ったいと、そのように思っているところでございます。また、きょうの指定管理者の議案につきましては、お認めはいただきましたけれども、反対討論もいただくということでございます。このことについては、真摯に受けとめて、その主旨というものについて改善できるように努力をしまいたいと、そのように思っているところでございます。皆さんから多数の御意見などをいただきましたことに、お礼を申し上げます。ごあいさつに変えさせていただきます。

ありがとうございました。

◇議 長 平成２３年第４回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時00分